



**第2部
共通課題・建議**

**第2部
共同問題及建議**

第1章 貿易

2014年の中国の貿易総額は前年比3.4%増の4兆3,030億ドルで、初めて4兆ドルを突破した2013年に続き、2年連続で4兆ドルを上回り過去最高を更新した。政府目標（7.5%前後）の達成はならなかったが、海関総署は安定した増加であり、「合理区間（妥当なレンジ）」にあるとしている。輸出は6.1%増の2兆3,427億ドル、輸入は0.4%増の1兆9,603億ドルで、輸出の伸びが輸入を上回った結果、貿易収支は3,824億ドルの黒字となり、初めて3,000億ドルを超え、過去最高を更新した。

財務省貿易統計（円ベース）をジェットロがドル建て換算した統計に基づく、日中貿易は、2009年はリーマンショックの影響を受け減少したが、その後は順調に増加を続け、2011年に過去最高を記録した。しかしその後3年間は減少した。2014年の日中貿易は総額3,074億7,925万ドルで前年比0.8%減となった。対中輸出は1,264億8,280万ドル（2.0%減）、輸入は1,809億9,646万ドル（0.1%増）で、貿易収支は日本側の545億1,366万ドルの赤字となった。日中貿易額は3年連続の減少となったものの、中国が07年に米国を抜いて以降、日本の貿易相手国として1位である構図に変わりはない。

中国の統計（注1）では、12年末の在中国日系企業数は2万3,094社と2万社を超えている。日系企業は中国に生産拠点を設置し、中国での競争力強化と内需深耕に向け経営資源を傾斜しつつ、積極的に事業を展開し、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

中国政府はWTO加盟後、貿易・通関面において、制度面の効率化、透明度・サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは2014年版白書に引き続き改善要望が寄せられており、さらなる法制度整備および運用統一化を期待する声大きい。ジェットロが在中國日系企業に行った調査（注2）でも、回答した企業（976社）の43.2%が「通関等諸手続が煩雑」、41.0%が「通関に時間を要する」を経営上の問題点として挙げている。それぞれ前年度調査より1.1ポイント、4.2ポイント低下しており、改善が進んでいることを表しているものの、依然高い数字であり、さらなる取り組みをお願いしたい。

注1: 「中国貿易外経統計年鑑2013」

注2: 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2014年度調査）」。調査時期は2014年10～11月。

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。貿易関連制度の変更が多いこともあり、税関の窓口で十分な対応ができず、輸出入手続において混乱を招くケースも発生している。昨年に引き続き、同一商品が通関担当者によって異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出還付税率が異なるケースも発生している。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで、全国で統一的な運用がなされるよう要望したい。

また、HS番号の事前教示制度について、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の整備を行うことや、併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料を公開することで、企業の利便性が高まると共に、政府担当者の負担減にも繋がると考えられる。

さらに、2014年版白書に続き、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示および具体的な実施方法の周知徹底を再度お願いしたい。また、税関による通関許可とCIQによる許可が連動していないケースも多々発生している。このような事態が発生しないよう、制度運用の透明性と省庁間の情報共有の向上を要望したい。

通関手続の複雑（煩雑）性

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。2013年8月から1,507税目の一般工業商品が輸出検査の対象から外れたこと、2015年3月から信用度の高い企業に対して輸出増値税還付の手続を簡素化し、審査期間を短縮したことなど、貿易の利便性を高める取組が増えており歓迎できる。

しかしながら、生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声や、通関、商品検査にかかわる窓口の一本化や手続の簡素化を望む声も寄せられている。引き続き、申請窓口の一本化、優良企業に対する優遇などにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望したい。

そういう意味で、税関総署が2014年4月より、輸出入通

関のペーパーレス化のテスト範囲を中国全土の税関のすべての通関業務に適用するとした点は高く評価できる。今後は着実にそれを運用し、企業の利便性を引き続き高めていきたい。

その他、依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況も続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続が煩雑で、時間を必要するとともに、突発的な通関に対応できないなど問題がある。

さらなる自由化への期待

中国政府は貿易のさらなる自由化のため、近年諸外国・地域との積極的なFTA締結に向けた取り組みを進めており歓迎できる。そして、日中韓三カ国で日中韓FTA、ASEANと日中韓三カ国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国で進める東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の交渉も進めている。これらの締結により、関税・非関税措置の撤廃および段階的な削減がもたらされ、貿易の自由化・円滑化がこれまで以上に進むことが期待されるため、早期締結を要望したい。

また、情報技術協定（ITA）は、IT製品の関税を撤廃することにより世界経済の成長に大きな役割を果たしてきたが、協定発効以来一度も更新されていない対象製品を技術的進歩に合わせて拡大することが喫緊の課題となっている（加盟国の拡大も課題）。貿易のさらなる自由化を実現するためにも、中国がITA拡大交渉終了に向けて主導的役割を果たすことを要望する。

<建議>

- ①通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮してもらいたい。
- ②同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税区、物流園区または保税港区の運用や規則、規定に対する解釈も、地域や担当者により異なる。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで全国統一的運用を要望したい。HS番号の事前教示制度についても、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の完備を望む。併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料を公開してもらいたい。
- ③危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多い。実際の運用にあたり、各地の税関、CIQが対応に苦慮している。運用の明確化・手続の簡素化を要望したい。
- ④税関のシステムトラブルの影響で、輸出入通関が停止または大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業に不必要なコスト負担や生

産活動への影響があるため、トラブルに対するバックアップなど、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望したい。

- ⑤福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、日本政府と継続中の協議を進めていただき、現在10都県産の食品および飼料の全面的な輸入禁止という厳しい措置がとられているが、科学的なデータに基づき、合理的な範囲まで規制を緩和するよう要望したい。
- ⑥申請窓口の1本化、優良企業に対する優遇などにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望したい。
- ⑦輸出入通関のペーパーレス化が進められているが、より一層の進展を望む。
- ⑧生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声が寄せられており、改善を要望したい。
- ⑨本社間との書類の送付等で時間を要する、突発的な通関に対応できないなどの問題があるので、分公司名義（分公司印）での通関を認めて貰いたい。
- ⑩商用暗号管理条例において現在禁止されている海外製の暗号製品の輸入・販売の許可を要望したい。
- ⑪企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、ATAカルネの使用を認めていただきたい。
- ⑫中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている製造技術ライセンスのロイヤルティを加算するケースがある。製造技術ライセンスが輸入部材ではなく、完成品製造に関するものである場合は、加算することがないようにしていただきたい。
- ⑬情報技術協定（ITA）は、IT製品の関税を撤廃することにより世界経済の成長に大きな役割を果たしてきたが、1997年の協定発効以来月日が経過し、さまざまな面で見直す必要性が高まっている。北京で開催された第22回APEC首脳会議でもその重要性が強調されたが、中国がITA拡大交渉終了に向けて主導的役割を果たすことを要望する。
- ⑭日中韓FTA（自由貿易協定）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期締結を要望する。

第2章 投資

商務部の発表によると、2014年の対中直接投資（銀行・証券・保険分野を含まず）は、契約件数が前年比4.4%増の2万3,778件と、2013年の8.6%減から増加に転じた。実行ベースの投資額は1.7%増の1,195億6,000万ドルと、2年連続で過去最高を更新した。ただし、伸び率は2013年の5.3%増から3.6ポイント低下し、政府の目標値である1,217億ドルには達しなかった。

2014年の対中直接投資を業種別にみると、製造業が前年比12.3%減少した（寄与度マイナス4.8ポイント）のに対し、非製造業は11.0%増加した（6.5ポイント）。非製造業は、最大のシェア（29.0%）を占める不動産が20.2%増加、寄与度も5.0ポイントとなり、対中直接投資の牽引役となった。

国・地域別にみると、第1位は香港で、対中投資実行額は前年比9.5%増の857億4,000万ドルとなり、シェアは71.7%と7割超まで拡大し、日欧米からの対中投資が軒並み減少する中、実行額が増加を維持した主因となった。日本は38.8%減の43億3,000万ドルと大幅な減少となり、順位も2013年の第3位から第4位に低下した。

他方、財務省の国際収支統計でみると、2014年の日本の対中直接投資は、7,194億円となった。国際収支統計の基準変更により、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はないことから、伸び率は算出できないものの、前年（8,870億円）に比較して減少となった。ただし、日本の全世界への対外直接投資も12兆7,682億円と、前年（13兆2,485億円）から減少に転じたことから、中国のシェアは5.6%と、2013年の6.7%から微減にとどまった。また、順位は国・地域別で前年と同様に第4位となった。

ジェトロの「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」によると、今後の中国事業の方向性について、「拡大」と回答する企業の比率は、2014年度は46.5%と5割を下回った。ただし、業種別にみると、輸出比率の高い繊維では、人件費などのコスト上昇や為替変動（円安）の影響などを受けて、「拡大」の回答比率が低い傾向がみられるものの、輸送機械や卸売・小売業といった内販比率の高い業種では「拡大」の回答比率が相対的に高い傾向にある。

対中投資リスクに対する認識は依然として存在するものの、日本企業が中国を世界有数の巨大市場と捉えていることには変わりはなく、内販型の企業・業種では拡大する中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。

2015年3月の全国人民代表大会における政府活動報告では、新たなハイレベルの対外開放を実行し、主導的な開放によって発展と国際競争の主導権を勝ち取ることが提起された。この方向性に基づき、外資を一層積極的かつ効果的に利用すべく、外商投資関連の法律を改正、外商投資に対する監督管理の体系を整備し、安定的・公平・透明・予見可能な市場環境をつくり上げるという方針も示されており、この方針に従って投資環境が適切に改善されることを期待する。

投資における具体的問題点

市場経済ルールの整備と適正運用

全人代の政府活動報告では、改革開放の着実な深化を図るために、多くの対策措置を講じて、投融資体制を改革することが謳われている。この方針に基づき、「政府審査・許可投資プロジェクト目録」の適用範囲の大幅な縮小による審査・許可権限の下部への委譲、投資プロジェクトの事前審査・認可事項の大幅削減、民間投資の市場参入条件の大幅な緩和といった措置を取ることが挙げられている。こうした措置により、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題が改善されることを要望する。

また、同報告では、自由貿易協定（FTA）戦略の実施を加速すべく、日中韓3カ国によるFTA交渉を急ぐことも謳われており、同協定の早期締結を期待する。

過剰な政府規制の緩和

政府活動報告では「行政の簡素化と下部への権限移譲」、「委譲と管理の結合」改革にさらに力を入れる方針が打ち出されている。とりわけ、2015年は行政審査・認可事項の撤廃や下部への委譲を再度数多く行い、非行政許可審査・認可（行政許可法の枠外の行政審査・許可）をすべて廃止し、行政審査・認可の規範化に向けた管理制度を確立するとしている。

また、各級政府に対して、「行政の簡素化と下部への権限移譲」と機能転換を推進する仕組みを構築し、企業への規制を緩和することなどにより、公平な競争環境を作り出すことも求めている。これらの措置により、すべての行政審査・許可事項は、手続を簡素化し、処理にかかる時間を明確に定め、政府の権限を削減することで市場の活力を倍増するとしている。

こうした方針に基づき、審査・許可権の下部への大幅な委譲が図られることや、外資に対する投資規制が一層

緩和されることを希望する。

内外無差別とグローバルスタンダードの採用

政府活動報告では、外資を一層積極的かつ効果的に利用すべく、「内国民待遇とネガティブリスト」管理方式を積極的に模索するとしている。商務部が2015年1月19日、「中華人民共和外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表したことに対し、中国日本商会は2月15日付で修正提案に関する意見書を提出したが、同報告の方針に沿って適切に外国投資法が制定され、外資系企業の投資に対し、内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを期待する。

<建議>

- ①外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一的運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・効率化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。
- ②2014年5月17日から発効した日中韓投資協定は、日中韓3カ国による経済分野で初の法的枠組みであり、同協定の適切な運用を希望する。また、日中韓3カ国による自由貿易協定（FTA）交渉についても早期締結を期待する。
- ③企業に対する商業賄賂案件をはじめとした調査手続で、担当官の私用メールアドレス（163、QQ等）を使用して情報のやりとりを行うことは、秘密保持の観点から重大な問題があり、直ちに中止すべきである。
- ④国家發展改革委員会と商務部は2015年3月10日付で、外商投資産業指導目録の改訂版を公表し、4月10日から施行した。今回の改訂版では、本白書で要望していた自動車製造業におけるCVT（無段変速機）が奨励類に加えられたことや、2011年版目録と比較して、制限類が41項目、禁止類が2項目減少したことは評価できる。他方、奨励類も5項目減少しており、さらなる制限類、禁止類の減少および奨励類の増加を要望する。
- ⑤海外からの人民元による投資が認められるなど、一部規制が緩和され、海外からの人民元建て投資が増加していることを歓迎する。しかし、外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することはできない。インフレ抑制等の目的は理解できるものの、外資企業にとっては過度の規制となっており、外資企業の国内再投資が極めて高いハードルとなっている。外資による再投資規制の一層の緩和を希望する。
- ⑥特定業種に対する外資規制の緩和を要望する。例えば、外資投資建設企業（外資100%の建設企業）が実施可能な工事請負範囲は、現状では、主に外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。また、外資独資或いは外資マジョリティでのICP（Internet Content Provider）取得が認められていないといった規制がある。
- ⑦商務部は2015年1月19日、「中華人民共和外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表した。これは、三中全会で打ち出された「開放型の経済新体制構築」の方針に沿ったものである。中国日本商会は2月15日付で、内国民待遇の概念と範疇の正確な定義付け、一本化された透明な外国投資管理制度の構築等をはじめとした修正提案に関する意見書を提出した。パブリックコメントを踏まえて適切に外国投資法を制定し、外資系企業の投資に対し内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを期待する。
- ⑧また、外国投資法の施行は、外資系企業の経営に大きな影響を与えることが予想されるため、施行前の事前説明等も含めて十分な準備期間を確保していただくとともに、施行後においては、最も実効性のある相応の関連法令が明確に制定されることを期待する。
- ⑨外資企業は新規出店にあたり、投資金額に応じた増資が必要と、法的根拠のない指導を受けるケースがある。出店計画の迅速化と1つの会社で多くの業態を展開する上での課題になっており、改善を求めたい。

第3章 競争法

2014年は外国企業に対する独占禁止法および不正競争防止法に基づく執行が強化された一年であった。まず、カルテルに関しては自動車部品メーカー事件に代表される国際カルテル案件や眼鏡レンズ等の再販価格の拘束に関する案件に示されるように中国国家発展改革委員会の活動が活発化した。また、工商行政管理総局およびその地方当局による独占禁止法の執行も摘発対象行為が拡大した。M&AおよびJV設立等の際に必要となる商務部に対する事業者結合の届出数が増加しており、日本企業絡みの案件がその内3割程度を占めている。さらに、商業賄賂の摘発についても各地で工商行政管理局による執行が引き続き行われている。

カルテル案件に対する執行強化

中国では価格カルテルについては中国国家発展改革委員会(NDRC)が、非価格カルテルについては工商行政管理総局(SAIC)が執行を管轄している。2014年には、横の関係(競業者間)では、NDRCが自動車部品カルテル案件で日系12社に制裁金を課し(8月)、米系およびドイツ系の完成車メーカー系列の販売会社およびディーラーに対してもカルテルによる制裁金を課した(9月)。なお、同案件は縦の関係も含む)。その他、中国系セメント販売会社に対する価格カルテル案件、中・外資の保険会社および地方の保険業協会に対する価格カルテル案件でも処罰が行われた。この内、制裁金の金額が大きく、インパクトが強かったのは外国企業・外資系企業に対する処罰案件であった。一方、SAICについても地方の工商行政管理局を中心として、販売地域分割、生産量調整等の非価格カルテル案件の処罰を行った。いずれについても、制裁金の金額および案件数ともに2013年を上回った。価格カルテルに関してはリーニエンシー(自主的な申告による処罰の免除・軽減の申請)も活発化している。

再販価格の拘束案件に対する執行強化

NDRCは価格カルテルのみならず、縦の関係(川上・川下業者間)での独占合意である再販価格の拘束案件に対する執行も強化している。眼鏡用レンズ・コンタクトレンズの再販価格拘束に関する案件(5月)では内資・外資を含む複数社に対して同時期に処罰が行われ、前述の米系およびドイツ系の完成車メーカー系列の販売会社およびディーラーの間の再販価格の拘束についても処罰を行った。2013年の粉ミルク案件、白酒案件とともに、本来個社毎の問題である再販価格の拘束案件につい

て、再販価格拘束が慣行として行われる業界自体に着目し、複数社を同時期に処罰する傾向が続いている。

事業者結合案件の推移

企業の買収・出資やJVの設立を行った場合、双方当事者に一定の中国・世界における売上高がある場合、中国での商務部に対する事業者結合の届出が必要になることがある。届出は結合行為の前の事前届出制であり、また独占禁止法上の問題がある場合には、禁止決定や承認されずとも一定の条件を付されることがある。2014年は236件の審査の決定が出され、2013年の212件に比して微増であった。2014年の案件のうち約30%程度が日本企業に關係する案件であったとされている。2014年6月には欧州海運3社の事業統合案件につき、商務部による禁止決定が行われた(当該案件では他の国の独禁当局は全て許可を出していた。2008年に独占禁止法が施行されてから第2件目の禁止決定である。)また、事業者結合の審査に要する時間が他国に比して不合理に長いという批判を受けて、5月から簡易手続が導入され、独占禁止法上影響の少ない種類の結合案件(例:中国国外でのJV設立案件で中国に対する輸出等を行わない案件、中国でのシェアが著しく低い場合等)については迅速に審査が行われるようになった。下半期は平均10件以上の簡易案件の審査が行われ、拡大する傾向を見ている。

商業賄賂案件に対する執行

典型的には、民間企業同士の取引における買主の購買決定権者個人に対するキックバックの授受等が商業賄賂であるが、法律上の定義はこれよりも広く、およそ商品・サービスの対価以外の物品又は金銭の授受は、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付帯的贈与を除き、原則として不正競争防止法の網にかかる。2014年には、外資系の製薬大手企業が政府当局の者、病院関係者・医師に対して旅行代理店やコンサルタント会社を通じて贈賄した嫌疑にかかる案件で約530億円の罰金刑を課され、外国籍および中国籍の幹部数人が実刑を科された事件があった。商業賄賂に対する摘発・調査は各地の工商行政管理局が中心となって行われている。

＜建議＞

＜独占的協定＞

- ①独占禁止法第13条（水平的協定）および第14条（垂直的協定）に関して、具体的に一般的に許される場合と許されない場合の境界線が明確化されておらず、不透明である。価格独占の禁止に関する規定、工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定等の法令もあるが詳細ではなく、行動指針としては不十分であり、さらにガイドライン等を公布することによる明確化を期待する。
- ②独占禁止法第17条（市場支配的地位の濫用）の規制における詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっていることが、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっている。行動指針としては不十分であり、ガイドライン等を公布することによる明確化を期待する。
- ③中国企業間で談合行為が行われていると疑わざるを得ない場合が少なからずある。通報窓口を明確にしていれば、積極的に通報したい。通報に対して、適時かつ公正な対応を期待する。
- ④調査手続において、調査対象当事者からの調査協力においても、他の主要各国では認められている口頭報告が認められず、書面での提出が必要となる。その結果、米国民事訴訟でのディスカバリーの対象となり得るため、十分な調査協力を躊躇することがある。他の主要各国と同様、口頭報告が認められるべきである。
- ⑤行政調査手続について、当事者の陳述、弁明の機会が実質的にも保護されるように法令を改正し、また実質的に運用すべきである。例えば、価格行政処罰手続規定30条では、事前告知書を受領してから暦日で3日以内に申し出なければならないなど、機会付与の期間が非常に短く設定されているが、特に外国企業の場合は翻訳を踏まえて検討し、弁護士と相談をする必要があり、対応は著しく困難である。
- ⑥制裁金の算定方法に関するガイドラインが存在せず、当局の裁量が大きいため、企業にとって行為が違法となる場合の金額的なインパクトを予測し難い。制裁金額の予測は、企業が当局に対し自主申告を行うかどうかの判断においても重要であるため、ガイドラインの公布や前例における算定方法の公表等を通じた透明化が期待される。
- ⑦処罰事案について、公表の程度が案件ごとに異なり、特に地方レベルの処罰事案については未公表事案も多いように見受けられる。制裁金などの処罰が課された事案については社会の関心

も高いため、処罰に至った理由も含め、積極的かつ公平に公表を行うべきである。

＜事業者結合＞

- ①事業者結合の届出における簡易手続に関連する法令において明確にされているように、中国国外における結合行為で中国市場に全く影響がない場合（例：外国での外国企業同士の合弁会社設立において合弁会社が中国向けの輸出を全く想定していない場合）でも、中国での届出が義務づけられる。他の主要各国においてこのような不合理に広範囲の法規制は見当たらず、中国の法規制は過大な負担を特に外国企業に対して強いている。この点については、中国市場に全く影響がないような取引類型を届出の対象となる取引から除外する例外規定を設けるなど、一定の法制度の改善を行うべきである。
- ②届出の要件とされる「結合」の要件が極めて不明確であり、事業者側の判断が困難となるケースがある。特にマイノリティー出資の場合の届出義務の有無に関するガイドラインを早急に公布すべきである。
- ③企業が届出基準に達するか否かを判断する際に、届出が必要な場合は網羅的に広く記載されているが、一方でどのような場合に届出が不要であるのかの基準は触れられていないため、世界的にも通用するような「セーフハーバー・ルール」が導入されるべきである。
- ④事業者結合の届出において、書類の提出から正式な立件までの期間がケースによって異なり、また長すぎる。迅速なる取引の実行のために中国の事業者結合制度が大きな障害となることがあり、運用を改善すべきである。
- ⑤中国企業間の事業者結合において届出を行っていない例が存在すると感じている。通報窓口を明確にしていれば、積極的に通報したい。通報に対して、適時かつ公正な対応を期待する。
- ⑥中国企業間の事業者結合については、結合後の国内シェアが極めて大きくなっても承認されているケースがあり、根拠規定や市場の範囲の取り方等その判断基準が不透明であるとともに、結果として、独占・寡占が進むことにより当該分野における中国国内市場への参入障壁が高まることにもなる。そのようなケースにおいては、企業結合審査の透明性向上の観点から、独占禁止法上の適応の考え方について公表されるべきである。
- ⑦事業者結合にあたり商務部審査の時間短縮を要望する。審査の開始は資料を受領した日からとなるが、事業者が資料を最初に提出してか

ら追加資料の要望などがあり、正式に受領してもらうのに通常2~3カ月を要している。審査担当の人員増加を図ることなどにより、迅速化を図るべきである。

- ⑧事業者結合の届出の手続に関しては、具体的な適用例の記載はまだ不十分である（新たな指導意見においても不十分）。特に、具体的な案件において当局が「結合」や「支配」の概念がどう解釈されているかについては、ガイドラインの補充、条件付決定・禁止決定の公表以外にも、無条件決定案件のベストプラクティスの公表等を通じ、より予測可能性を高める必要がある。
- ⑨簡易案件制度が導入されたが、規定の解釈・運用についてはいまだ不透明な点が多い。ある程度実績も蓄積されていると考えられることから、手続の利用が拒否された案件、簡易案件における実際の手続期間など、ある程度の実績を公表し、制度の利便性を高めてほしい。

<商業賄賂>

- ①商業賄賂規制の基本法である不正競争防止法は極めて曖昧な文言であり、これを明確化するガイドラインが公布されることを強く期待する。
- ②代理店経由での販売につき、簿外での資金処理や不適切な会計科目による処理は違法となり得るとしても、帳簿への記帳が正しくなされているにもかかわらず、不正を認定する場合がある。企業としての販売促進行為の中で過度の景品等の付带的贈与は一定程度規律されるべきであることは理解するが、どこまでであれば合法とされるのか明確ではなく、当局の裁量により処罰が行われうる仕組みとなっているため、改善されるべきである。
- ③反不正競争法や商業賄賂行為禁止に関する暫定規定は、文言上、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付带的贈与を除き販売に伴う一切の物品・利益の提供が違法とされる余地があり、また取締実務においても担当官からそのような発言がなされる場合がある。企業の経済活動を過度に萎縮させないため合理的な利益提供を適法化する法令改正を行うべきであるし、少なくともガイドライン等により取締当局の運用を可及的速やかに明確化するべきである。
- ④商業賄賂と認定された場合に没収される「違法所得」の内容を明確化する必要がある。違法所得の認定は「工商行政管理機関行政処罰違法所得認定弁法」に基づき行われていると思われるが、同弁法が典型的に想定している製造・販売・サービス提供それ自体が違法であ

る場面と異なり、商業賄賂事案では販売行為自体は適法であることを踏まえて行われるべきで、商業賄賂行為によって増加した売上が何であるかを画することなく単純に違法所得の認定を行うという運用は改善されるべきである。

第4章 税務・会計

2014年は経済成長の鈍化とともに税収不足が顕著となり、通年の税収は前年比8.8%増にとどまった。こうした背景もあって徴税強化の動きが図られており、移転価格調査の強化、個人所得税の課税強化、出向者の立替金送金に絡むPE課税など税務局からの指摘を受けて納税を余儀なくされるケースが増えている。

税務上の問題点

制度運用上の問題点

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって意思決定がなされることがある。このため、税務当局の運用には地域差があったり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布では、突発的に公布されて対応への準備期間がなく、さらに遡及適用されるケースも少なからず存在する。納税者の利便性を高めるため、税務問題について全国の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行い、ルールの制定にあたっては納税者の対応に十分に配慮することを引き続き希望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する中国での救済措置として中国人民法院への不服申立が認められている。一方で実務上は、課税判定を受けた税額を税務当局に納税しないと不服申立ができないとともに、実際に外資系企業が中国人民法院に不服申立をしても最終的に望ましい判断が得られるかについて不安を拭い去ることができない。また、別の救済措置としては相互協議が挙げられる。しかしながら、税務当局の担当部門の人員不足もあって、日中間の相互協議は開催数が減っており、相互協議に委ねて問題解決するには相当な時間を要する。そのため、こちらも納税者にとって十分に有用な救済措置になっていない。納税者の立場からは税制および法令整備にて一定の成果があるとの声があるが、実質的な納税者の権益保護が望まれる。また、納税者から連結納税制度の導入を期待する声が少ない。

流通税（増値税・営業税）

営業税から増値税への改革は2013年8月からは全国ベースでの統一した運用が始まり、2014年には鉄道運輸業および郵政業も対象範囲に加わるなど、法制面での整備が進められている。今後も対象範囲が拡大され、サービス取引は営業税から増値税の課税対象として収斂される予定になっている。当該改革を評価する声がある

一方、対象取引範囲の解釈等で統一的な運用がなされていないとの声が日系企業から聞かれる。また、輸出取引における増値税の還付について、手続きが煩雑であったり、税務局のシステムに不具合が生じたために順調に還付がなされない事態も散見される。そのため、増値税改革の運用面での統一化を要望するとともに、規定通りの手続を行うことで増値税の還付に滞りが生じることがないように改善されることを期待する。

所得税（個人所得税・企業所得税）

個人所得税では、出向者に対する海外における社会保険の会社負担分を中国で課税する動きがある。過去の免税に関する通達が2011年1月に廃止され、実際に出向者の課税所得に含めるよう税務当局から指導を受けたケースが北京市などで増えている。過去に遡った上での調整は金額的なインパクトも大きく、企業は対応に苦慮している。日本の社会保険への課税は企業および納税者に対して過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置が望まれる。

さらに企業所得税の分野では、税務当局による移転価格調査が継続的に強化されている。調査では企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及するケースも散見される。さらに、地域によっては税務当局が低利益率（若しくは赤字）であると企業に自主調整を促す事例も出ている。そのため、利益率のみで追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮した上で全国で統一して移転価格税制を運用することが期待される。

恒久的施設（PE）課税

各地でPE課税の認定における税務問題が頻発している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本から中国への長期出張者に対して、コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間をめぐってPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対するPE認定である。駐在員の人件費の国外への立替送金にあたり、PE課税を受けた上で納税しないと送金に支障を来すケースが見られる。2013年に税務局および外貨管理局から新通達が公表され、出向者の真の雇用者が中国子会社であると判定されればPE課税が回避されることが明らかとなり、かつ必要書類を税務局へ登記することにより制度的には立替送金が可能となった。しかしながら、実務上は地域により税務当局の取扱いが大きく異なっており、依然として送金時に従

来と同様の資料を要求されて事前承認が必要とされるケースがある。駐在員の人件費の立替送金がPE認定を受けずに滞りなくできるよう、税務当局の画一的な対応が望まれる。

会計上の問題点

会計において注目される問題として、「中国新企業会計準則」（以下、新準則）の動向があり、これは、次の2つの観点から注目されている。第一に、グローバルな会計基準の方向性として国際財務報告基準（以下、IFRS）への統一が模索される中、経済大国としての中国がどのような方針を持ってIFRS統一の動きに対応しているか、第二に、中国における会計基準の動向が、在中国日系企業にどのような影響を与えるか、という点である。

新準則とIFRSの関係

現行の新準則は、2006年に公表され2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用し財務諸表を公表している。新準則は、2006年当時のIFRSを参考に作成された会計基準であり、その後のIFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的なアップデートがなされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについては、現在、新準則本文の追加、修正作業が進行中であり、その一環として、2014年1月から6月にかけて、「長期持分投資（新準則第2号）」、「従業員報酬（新準則第9号）」、「財務諸表の表示（新準則第30号）」、「連結財務諸表（新準則第33号）」、「金融商品の表示（新準則第37号）」、「公正価値測定（新準則第39号）」、「共同支配の取決め（新準則第40号）」、「他の企業への関与の開示（新準則第41号）」の8つの準則が正式に公表された。また、2015年3月末現在、「中国新企業会計準則 — 基本準則 改訂」が公開草案として公表されている。

経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのように取り込むかについては、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えようと考えられており、その動向が注視されている。これについては、中国財政部が2010年に「中国企業会計基準のロードマップ」において表明しているとおり、中国ではIFRSを直接採用（アドプション）することはせず、新準則にIFRSの内容を取り込み同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用するとしている。中国政府としては、自国の会計基準をIFRSに委ねることを望まず、むしろ、新準則を世界に容認させようとする動きが強化されているように見られる。その動きの代表的なものとして、従来、香港証券市場では実質的にIFRSと同等の香港会計基準のみが会計基準として認められてきたが、2010年末以降、中国国内企業については、新準則による開示が認められるように制度改正された点などに現れている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は「旧企業会計準則」および「企業会計制度」（両基準を合わせて、以下、旧準則）を採用してきた。しかしながら、近年、各地財政当局の指導により、非上場企業である大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、これに伴い日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。現在、新準則適用が実施または予定されている地域は、広東省、福建省、湖北省、上海市、青島市、遼寧省、吉林省などであるが、第十二次五カ年計画（2011～2015年）において「新準則体系の全面实施」が提唱されており、今後も順次新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことが予想される。

さらに、2015年2月16日に財政部より财会2015.3号が発表された。それによると、旧準則適用企業が準拠していた「旧企業会計準則」が全て廃止となっている（旧準則体系中の、「企業会計制度」は残存）。そのため、旧来から旧準則を適用している企業には少なからず影響がでるものと考えられる。当通達は、元々2つの会計準則が運用されている状況を是正するためのものであるため、早晚、「企業会計制度」も廃止になる可能性がある。財政部も新準則の適用を推奨している状況であるため、現在、まだ旧準則を採用している日系企業も新準則の適用が強制されると予想され、その準備をおこなうことが望ましいと考えられる。尚、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業については簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点として、次の点が上げられる。(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計の考え方はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計の考え方が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表および注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増える、などである。

<建議>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、窓口裁量権限を可能な限り少なくする税務対応を要望する。
- ② 法制度の突発的な改定により、企業収益を圧迫する事態が発生している。法制度の通知にあたっては、周知のための期間を十分に取り、遡及適用を行う施行も取りやめてもらいたい。

- ③中国内納税者救済手続および不服申立制度について、課税再審査請求は対応する税務局の1つ上級の行政レベルの税務局に申し立てることになる。その審査体制は不明確であり、十分に機能しているとは言い難い。独立した機関や国家税務総局への再審査請求ができることを要望する。
- ④二国間相互協議について、国家税務総局と国税庁間の協議開催件数が滞っている。国家税務総局担当部門の人的強化を図り、相互協議が円滑に機能することを望む。
- ⑤本社からの派遣駐在員の給与支払にかかわる対外送金について、企業の申請に基づき速やかに実現する対応が望まれる。駐在員PEについては考え方が通達にて明記されたが、送金を行う上で事前に行う登記手続が円滑に進まないケースも出ている。
- ⑥移転価格調査が強化されており、課税ありきの姿勢で有無を言わせぬ調査が展開されている。個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上で課税根拠を明確に示すことを税務当局に要望する。
- ⑦中国全土での増値税改革がスタートしたが、対象取引範囲の解釈および運用は税務当局によって異なる部分もある。今後、金融業、不動産業、建築業でも増値税の適用が始まることになっており、解釈を統一化した上での運用をしてもらいたい。
- ⑧増値税還付にかかわる手続が煩雑である上、入金までの時間がかかったりするケースがある。還付にかかわる手続の簡素化や迅速な対応をお願いしたい。
- ⑨地方当局により保税区分および保税物品に対する理解と運用が異なっている場合があり、課税を受けるケースが起きている。今後、全中国における保税区分企業および保税物品に対する税務および税関管理の統一を望む。
- ⑩日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得税を課税する動きがある。これは納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置を要望する。
- ⑪現在グローバルベースでIFRS（国際会計基準）への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できるといった、中国企業会計制度の柔軟な対応が望まれる。
- ⑫新しい企業会計準則への移行措置が各地で異なっており、今後義務化するにあたっては事

前準備期間を考慮した全国一律対応が望まれる。また、当該準則は2012年4月に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたがまだ差異があり、一層のコンバージェンスへの取り組みを要望する。

- ⑬新しい企業会計準則では連結財務諸表の作成要件が規定されている。統括機能を有する投資性会社が多い北京地区において今後新しい企業会計準則が強制適用となる場合、体制整備やコスト増など運営上の大きな問題が出てくる。連結財務諸表作成対象会社を上場会社等に限定するなどの見直しを要望する。

第5章 労務

2014年、中国経済には一層の減速感が見られたが、各地方政府は依然として最低賃金基準を大幅に引き上げており、企業における雇用コストは引き続き高い伸びを示すなど、経営における企業負担は増すばかりである。これらを背景に在中外資企業には、コストダウンのため人員削減を実施するほか、中国から完全撤退し現地従業員を全員解雇するといったケースも見られる。特に日系企業においては円安が大きく進んでいることもあり、製造業を中心として「日本回帰」を図る動きも出ている様である。

労働者使用環境が日ごとに厳しさを増すなかで、労務管理の問題は引き続き日系企業が真剣に取り組むべき重要な課題といえよう。

2014年に公布、施行された主な政策 および行政措置

「企業人員削減規定（意見募集稿）」

「企業人員削減規定（意見募集稿）」の公布

2014年12月30日、人力資源社会保障部は「企業人員削減規定」の意見募集稿（以下、「本規定」という）を公布し、広く社会に対して意見の募集を行った。本規定が正式に発効すれば、現行の「企業経済性人員削減規定（1994）」に替わる新たな規範となるものであり、企業の人員削減にとって重要な法律となる。

就業率の確保（人員削減反対）と企業の存続（人員削減容認）を同時に目指す、政府の立場を表す

本規定は企業が積極的に工会又は従業員代表と協議を行い、育成又は業務時間、賃金の調整などの措置を行い、人員削減を回避又は削減人数を少なくするための措置を講じることが規定している。この措置が有効であった場合、政府は企業に対し「雇用安定補助金」を支給するとされている。また一方で人員削減を迫られる企業に対して政府は、人員削減に関する報告を「許可制」ではなく「届出制」により管理するものとしており、これらは企業の速やかな人員削減の実施にとって有利なものといえる。

政府により監督管理される人員削減の範囲を拡大

経済性人員削減は政府による監督管理を受けなければならないほか、協議により20名以上又は総従業員の10%以上の人員削減を行う場合においても、政府に対して報告を行うとの義務を規定している。従って今後は企業が協議による大規模人員削減を行うことによって、経済性人員削減の審査を回避する手法は制限を受けることとなる。このため、企業が大規模な人員削減を実施する場合、これまでで

上に綿密なコンプライアンス審査を行う必要がある。

この他、営業許可を取得した企業の分公司も、人員削減実施時には本規定を遵守するべきとされる。

人員削減実施過程における 企業の義務と工会、従業員の権利を強化

本規定は、企業が人員削減案を工会又は全従業員に対し説明する義務とその期限を設けており、同時に工会又は全従業員に修正意見を申し出る権利、企業が法定の手続に反して制定した案に反対し、新たに手続をやり直すことなどを求める権利があると規定している。このため、企業と工会、従業員の交渉はさらに複雑かつ難度の高いものとなっている（交渉におけるテクニックがさらに重要となる）。もっとも、一旦交渉が成功すれば地方政府も企業に追加的な制限を行うことは難しく、自由裁量権により企業の人員削減が阻害されるといったケースは減少するものと思われる。

最高人民法院は、労災保険行政案件に かかわる審理について、新規定を打ち出した

「労働災害保険行政案件の審理に係る若干の問題に關する最高人民法院の規定」（以下、「本規定」という）が2014年9月1日より施行された。本規定は労災と認定される範囲を拡大するものである。とりわけ注目には値するのは、通勤・帰宅途中に親族の家に立ち寄った場合や帰宅途中で買い物に立ち寄った際に受傷した場合も、労災と認定する可能性があるとした点である。

労災に該当しうるケースが増加したことにより、労災を巡って紛争となる範囲も拡大されたと言えるだろう。企業においては速やかな労災保険料の納付が求められるとともに、早期にリスク防衛のための措置を講じるなど対応を行うべきといえる。

「集団契約制度の実施の推進に係る攻略計画の 通知」（人社部発〔2014〕30号）の制定

人力資源社会保障部、中華全国总工会、中国企業連合会、中華全国工商業聯合会からなる国の労働関係三者（政府、工会、企業）調整会議は、2014年4月24日に共同で「集団契約制度の実施の推進に係る攻略計画の通知」（以下、「本通知」という）を発表し、集団協議および集団契約のカバーする範囲を拡大し、2015年末までに集団契約の締結率を80%まで引き上げ、2016年においても引き続き強化のうえ締結率の向上を図ることを確定した。

本通知では、非公有制企業、女性従業員が多い企業、職業上の危険が大きな企業、重点業界（建築、鉱業、飲食、アパレル等）および在中のフォーチュン・グローバル500

がその重点対象とされている。

このため、集団協議制度の構築および集団労働契約の締結を実施していない現地企業は政府から圧力を受けることが予想される。もっとも、集団協議および集団契約は大規模な労働争議が生じるおそれを減少させるという積極的な意義も有する。このため企業にあっては、速やかな集団協議制度の構築、集団契約の締結をご提案するものである。

「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続（試行）」の制定

2014年11月24日、人力資源社会保障部等4部門は、「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続（試行）」（以下、「78号文書」という）を共同発布し、2015年1月1日より施行した。78号文書により、従来から大きな変化が生じた。

- 1) 「中国国内の提携先における技術、科学研究、管理、指導等の業務」等、5種類を「短期業務」と定義し、Zビザを申請すべきことを規定。
- 2) 「機械設備の購入に伴う敷設、補修、調整、取り外し、指導、トレーニング」「中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査」「中国国内の分公司、子会社、代表処に派遣のうえ行う短期業務」等、6種の状況にある場合、M又はFビザを申請すべきことを規定。
- 3) 中国とビザ相互免除協定を締結している国の国民であっても、短期業務遂行のために入国する場合にはビザ免除は適用されず、Zビザを申請すべきことを規定。

これにより、日本国民がビザ免除制度を利用して訪中できる範囲は小さくなっている。但し、78号文書の内容はあくまで原則的なものに留まっており、「如何なる状況でビザ免除が適用できるか、如何なるビザを取得すべきか」等の問題については判断が難しく、加えて地方政府ごとに78号文書の実施に差異が生じることが確実視されることから、個別ケースごとの分析、判断および地方政府への確認が不可欠といえる。

2015年の展望

中国経済発展の「新常态」と適合する最低賃金上昇幅の設定

本年においても最低賃金基準は依然として、各省・市の多くで10%以上の上げ幅を示した。中央政府が2015年の経済成長目標を7%に設定した状況下にある場合は、最低賃金の上昇率も経済全体の成長率と一致すべきものであろう。企業における利益の増加には限りがあり、賃金の上昇により企業が雇用コストの増加に耐えられない、といった状況が生じることは避けるべきである。

「企業人員削減規定」の実施

外資系企業の撤退が増えつつある現状にあっては、「企業人員削減規定」が広く社会各層から集められた意見を基に、合理性、実行性、法執行の統一性等の面を完備したうえで速やかに実施されることを望むと同時に、企業保護と

従業員の利益の確保を出発点として、企業人員削減の条件と手続を明確に規定されることを望むものである。

外国人の入国管理の改善

日本人に限らず78号文書実施後、中国入国の方式には大きな混乱が存在し、確認の結果から見ても各地方政府における78号文書の実施方法は不明確であり、実施状況にも大きな差異が見られる。中央政府には速やかに今後の入国管理方法の統一化、明確化、ビザ免除制度の適用と除外範囲、短期業務用Zビザと社会保険の関係などの問題について明確な意見を示し、新制度の理解、遵守が容易なることを望むものである。

<建議>

①労働環境

- ・国内外のその他拠点に一部の業務、生産を移転する場合には、人員削減が必要となる場合があるので、柔軟に認めて欲しい（既に意見募集稿に対し意見表明済）。これらを含め、「企業人員削減規定」を適切に制定・運用を行い、人員削減を真に必要な企業が、人員削減を円滑に実施できるようにしていただきたい。円滑な人員削減を可能とすることにより、企業が現在の経済状況下で健全に存続できこそ、結果的により多くの従業員の利益に繋がるものである。
- ・近年、外資企業では従業員によるストライキが頻発しており、外国投資家の投資意欲を大幅に減退させている。政府においては労使関係を安定させるべく政策を打ち出し、ストライキ事件の発生を予防するための措置を積極的に採用するほか、企業がストライキ事件を解決するに当たり、さらに企業を保護、支持するよう要請する。また労働紛争発生時においても、政府が適切に介入し、企業に協力してこれを速やかに解決することを要望する。

②社会保障

- ・本国において既に社会保険に加入している日本人は、中国において社会保険を利用する機会が多くない。日本人が社会保険に加入するかどうか、自ら選択できるようにすることが望ましい。
- ・一部地方において既に外国人の社会保険強制加入制度が実施されているが、日中社会保障協定の締結までの間、社会保険料の納付を免除する過渡的措置を実施するよう要望する。同時に、社会保険料の二重納付が企業に及ぼす財政負担を解消するために、日中社会保障協定交渉の頻度やスピードを上げて、日中社会保障協定を早期に締結することを要望する。
- ・外国人社会保険の法律適用について、地域的差異を解消し、統一化、平準化をしていただきたい。例えば、日本人駐在員が帰国に際し社会保険の脱

退を申請した場合、地域によっては、還付を受けられなかったケースもある。

- ・日本における社会保険料事業主負担分について、当該日本人の中国での所得の一部として、個人所得税を課税する動きが各地で見られる。上記課税は、企業に多大な追加コストをもたらしていることから、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置を要望する。

③ 出入国関連

- ・外国人の居留許可更新手続期間について、一部地方では短縮されているものの、多くの地方（例えば北京等）では依然として15営業日である。長すぎる手続期間は出張（国内、国外）等の活動に多くの支障を来している。居留許可の更新手続期間を短縮するよう要望する。一定の要件を満たした外国人（地域本部従業員、一定額以上の所得税を納税した日本人駐在員等）について、短縮するという措置を併せて検討いただきたい。また、就業許可証、就業証、居留許可証等の申請に関連する行政手続の簡素化も要望する。
- ・就業許可証の手続を行う際に、日本国内における無犯罪記録証明の提出が要求されるが、過重感があり、企業にとって負担となっているため（従業員はこのために帰国し、かなりの時間と労力をかけて対応する必要がある）、当該制度を合理化し、改善していただきたい。
- ・昨年の白書では、「就業許可の制限緩和」の意見を提出したが、今年は改善されなかったばかりか、規制が強化されることさえあった（例えば「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」）。就業許可の制限緩和を、引き続き要望する（年齢・学歴制限の緩和、複数年のビザの発行等）。併せて、駐在員とナショナルスタッフの人数比率により新たな駐在員の就業許可を認めない、董事長助理といった職務では就業を認めない等の状況についても、改善を求める。
- ・日本人がノービザで入国後、従事できる活動範囲を明確にするよう要望する。

④ 労務派遣

- ・2014年3月に労務派遣関連の法律法規が変更されて以来、労働局での関連手続がよりスムーズとなったことは評価に値する。しかし、労務派遣の活用は縮小される傾向にある。労務派遣が労働者の働き方を拡大するための選択肢となるような方向での関連法規の整備を是非検討していただきたい。
- ・労務派遣の雇用比率制限（10%）の撤廃または緩和を検討していただきたい。各業界、各企業の具体的状況に基づき個別処理ができるよう要望する。例えば、開設されてから長年を経過した代表

処を有限会社に改編する際、派遣機構と無固定期間労働契約を締結した全従業員について、2年以内で処理を完了することは難しく、労務派遣従業員の比率を10%以下に調整することが困難である場合である。

- ・請負業務は労務派遣規制に組み入れられているが、関連制限を緩和し、請負業務の実施細則等の法規を明確にして、早期に適用することを要望する。

⑤ 工会

- ・全国範囲で、下級工会が納入している経費比率について、最も低い率の基準への統一を希望する。例えば、大連市の上納比率は40%であるのに対し、北京市の上納比率は30%に過ぎず、地方によりばらつきがある。

⑥ 法律の運用

- ・昨年提起された、退勤帰宅途中における労災の適用範囲の問題については、最高人民法院が2014年6月18日に司法解釈を公布し、通常の通勤ルートおよび通勤時間を逸脱するものは、労災適用の対象外であると明確に規定したことは、評価に値する。2014年は、現行の労働法規では、ジョブ・ローテーション、労働契約の解除等で企業に対する制限が大変厳しいとの問題も提起した。2015年以降も、事業環境はさらに厳しさを増すものであり、引き続き企業の実際の経営状況を踏まえ、企業の生産変動、組織の最適化による人員増減・異動等の特別な要請を満たすことのできる政策を検討していただきたい。例えば、現在の、固定期間のある労働契約を連続二回、締結することにより、固定期間のない労働契約に移行するというルールを、連続三回に変更する等のルールの見直しを要望する。
- ・農民工の都市定住を推進する政策（住居、戸籍）に関する建議がなされ、2014年7月、国務院は都市と農村で分かれている戸籍登記制度を統一する方針を打ち出した。このことは評価に値する。引き続き、農民工が都市に定住できるような諸施策（戸籍、失業保険等）を、強力で推進することを希望する。

⑦ その他

- ・労務分野では、関連法規の規定が大枠的であり、行政裁量が多い。関連部署が異なる解釈のもと運用を行うケースが散見されている。関連部署間の意思疎通・調整を強化し、統一的運用を行うようお願いしたい。
- ・新卒者の就職率は依然改善されておらず、政府としても人材育成に対する公的支援を充実させてほしい。

第6章 知的財産権

現状の概要

中国における専利（特許、実用新案および意匠）の出願件数は、これまでと同様に2014年も世界一であったが、出願傾向に変化が生じた。2013年と比較して、特許は約12%増加して約93万件となる一方、実用新案および意匠は、それぞれ約3%および約15%減少して、約87万件および約56万件となった。また、商標の出願件数は世界一として増加を続けており、2013年は188万件の出願がなされた（前年比約14%の増加）。このような状況の中、日本企業による専利・商標出願は、横ばいまたは減少傾向にあり、特に商標に関しては約3割減少したが、依然として、中国は事業展開先として有望視されていることから、出願件数としては、外国企業の中で第一位（専利）または第二位（商標）となっている。

また、専利・商標の出願件数増大も関係して、知的財産権関連の民事訴訟の提訴件数は多く、2013年の第一審の受理件数は、専利で9,200件、商標で2万3,000件を超え、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くないとみられるが、今後も知的財産関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関係する場合も増えてくることが予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れており、2014年には、北京市、上海市および広州市において、これらの地域を管轄して特許等の第一審訴訟を中心として専門に扱う知的財産裁判所が設立された（ただし、広州知的財産裁判所における管轄は、深圳市を除く広東省全省）。

さらに、中国においては知的財産権の活用による運用効果の向上も図られており、2013年、中国における技術契約の成約額は、約7,500億元（日本円で約15兆円）とされている。ただし、そのうち専利権譲渡およびライセンスの割合は約3%である。

このように、知的財産の保護・活用が進んできているが、中国は依然として模倣大国でもある。中国政府は2010年6月から2011年6月末にかけて、模倣品摘発の特別キャンペーンを実施して大きな成果が得られたことは高く評価することができる。この取り組みは継続して実施されているが、その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での負担が大きい状況も当面変わらないものと思われる。

その他、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われている。2014年5月に改正商標法が施行され、侵害行為に対する法定賠償額を「50万元以下」

から「300万元以下」と6倍に引き上げたり、故意侵害に対する懲罰賠償規定を導入したりする等、民事救済の強化がなされている点で歓迎すべきものである。また、2014年から2015年4月までにかけても、専利法、職務発明条例、知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定等の改正・制定に向けた公開意見募集が行われた。これらに対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。

以上のとおり、中国の知的財産を巡る状況がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について以下の課題がある。

現状と課題

研究開発成果・ブランド保護の現状と課題

出願手続

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

特許請求の範囲および明細書の記載要件は、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

出願言語

国家知識産権局（SIPO）への専利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記載された発明は中国語に翻訳して出願することが必要となる。しかしながら、翻訳に際して誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。日本を含む諸外国においては、外国語、特に英語での出願が広く認められており、さらに誤訳訂正も認められていることから、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

特許審査

特許の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期

間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、この制度を十分には利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり、出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。

秘密保持審査制度

中国で完成した発明を外国に出願する場合、SIPOによる秘密保持審査を受ける必要があるところ、そのために必要な説明文書は実質的に中国語による出願明細書と同等であり、海外市場を見据えた技術開発を中国で行った場合であっても、費用・労力の大きな負担が求められることになる。

実用新案・意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案および意匠は初歩審査のみで登録を行い、十分な実体審査が行われなため、進歩性および創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。SIPOは、初歩審査における新規性審査を強化するための審査基準改正を2013年9月に行ったが、その実効性は不透明であり、かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法や商標法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標について、中国内での著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては、第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。専利審査基準が改正され、2014年5月から画面意匠（グラフィカル・ユーザー・インターフェース）の保護が導入されたが、意匠の保護の対象や態様について、さらに柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

職務発明条例草案

2015年4月、中国國務院法制弁公室により職務発明条例草案に関する公開意見募集が行われた。職務発明規定は、従前から専利法および同法实施条例において、専利については規定されているが、この職務発明条例草案は、専利以外の技術秘密、植物新品種権、集積回路配置専有権等の他の権利についても職務発明の取扱いを規定するものである。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政による模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこともあり、行政摘発後の刑事移送が困難となっている。さらに、同一者が会社名を変えて模倣行為を行った場合を再犯とする等の再犯行為類型の統一がなされていないこと、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者が後を絶たない。

不法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理局、質量技術監督局の実施によるところが大きく、公安機関による摘発はこれらの摘発に比して非常に少ないのが現実であり、その大きな根拠の一つとして、不法経営額の算定が非常に低いため、再犯行為につながっているものと考えられる。さらに、真正製品の一部を模倣品に取り換えて再包装したものは、全体として模倣品となっているにもかかわらず、不法経営額の算定や押収における侵害認定に際して、一部取り換えた模倣品に対して行われている。そのため、不法経営額算定が不十分で

あり、さらに、摘発されても一部模倣品だけ押収されて製品は返還されるため、その後の再犯を助長させることにもなる。

模倣巧妙化

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

違法看板

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、消費者に誤認・混同を与えているケースがあり、放置した場合、正規販売店と競合し、当該販売店からのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。さらに、摘発を受けても、看板を布等により覆うだけでその場は回避して、その後で元に戻したり、文字の一部だけ削除したりして、確実な摘発の執行がなされないこともある。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち約半数は模倣品ともいわれている。各インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追い付かない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外からもアクセス容易で海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。さらに、インターネット（オンライン）における模倣品業者の情報により、実際の市場、流通経路および製造現場（オフライン）での摘発につなげていく必要がある。

外国企業名の使用

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

形態模倣行為

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗りするものであって、放置すれば公正競争に反し、

また、製作者の創作意欲が阻害されることになる。

知的財産に関する紛争処理の現状と課題

実用新案権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎず、同じ発明を利用した改良製品やその後に拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとしたが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利復審委員会および商標評審委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めるとしているが、その実効性は不透明であり、予見可能性を高め公平性を担保するためにも、より積極的な公開がなされることが必要である。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされており、これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止規定

2015年4月、「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」が工商行政管理総局により公布された。これは、正当な知的財産権行使行為と、競争の排除・制限につながる権利濫用行為との境界を明確にしようとするものであるが、具体的な事例等に基づく基準が明確ではないことから、その判断が容易ではないため、企業の事業活動における予見可能性が十分ではない。

<建議>

知的財産権保護のための法制度・運用を強化することは、中国において事業活動を行う外国企業のみならず、中国企業にとっても有益であることから、中国における知的財産権保護の日米欧等諸国レベル化等による保護促進を図っていただきたく、具体的には以下のとおり要望する。

1. 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

(1) 出願手続の合理化・多様化

- ・特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲および明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和するとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めることを要望する。

- ・外国語出願の容認

英語や日本語等の外国語による出願とともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めることを要望する。

(2) 権利化プロセスの合理化・適正化

- ・特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の、例えば実施予定の特許出願等への拡大を要望する。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和を要望する。

- ・秘密保持審査制度の改善

中国における技術開発がさらに活発になる中で、競争力を上げるためにも、中国で生まれた発明を外国に出願する場合に必要な秘密保持審査について、技術分野に応じて審査が免除される等の改善を要望する。

- ・実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義（実体審

査制度）の導入を要望する。

- ・専利権・商標権の冒認出願への対策

不正に発明創造・商標の内容を取得した者による専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、権利化を阻止できるように、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えることを要望する。

- ・適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における著名（馳名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、類否判断において異なる商品役務区分の馳名商標を含めて判断がなされることを要望する。さらに、馳名商標の認定審査においては、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、審査の対象とすることを要望する。

- ・商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度の導入を要望する。

(3) 意匠制度の見直し

意匠出願について、前記1. (2) のとおり実体審査の導入を要望するとともに、実体審査を前提として部分意匠および秘密意匠制度を導入することを要望する。また、自己開示による新規性喪失の例外適用の導入を要望する。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長し、日欧等諸国レベルとすることを要望する。

(4) 職務発明条例草案の見直し

職務発明制度は、そもそも専利法等において包括的に規定されており、専利法のような上位規定がない技術秘密や、植物新品種権、集積回路配置専有権等の他の権利まで適用範囲を広げて法定することを日米欧等諸国は実施しておらず、各企業の事業活動を阻害する要因となることから、本条例制定の中止を要望する。

2. 知的財産に関する公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

- ・再犯防止

再犯認定基準を明確にし、中央および地方を含む工商行政管理总局、質量技術監督局、海関、公安による摘発の処罰情報の共有化するとともに、再犯を抑止するために、行政機関

と公安との間での刑事移送の一層の円滑化を要望する。そのためにも、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携の一層の緊密化を要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行うことを要望する。

・不法経営額の統一的で適正な算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、不法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図ることを要望する。

・模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めることを要望する。また、商標が付けられていない商品と商標ラベルとが見つかった場合、商標ラベルが商品に付けられることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにすることを要望する。

・違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去するとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ確実な法的対策を講じることを要望する。

(2) インターネットを介した模倣品販売の対応

・知的財産保護プログラムの整備強化

インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、迅速な模倣品販売サイトの削除要請への対応や再犯抑制がなされるように、関係当局による指導を行うことを要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけることを要望する。

・外国企業名使用の取り締まり

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使い、外国企業と正式に契約した企業であると誤認させるウェブサイトの関係当局による取り締まり強化を要望する。

(3) 形態模倣の禁止

反不正競争法等において形態模倣行為の禁止を明記し、形態模倣行為の禁止を確実に行うことを要望する。

3. 知的財産に関する紛争処理の公平化・合理化

(1) 実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、前記1. (2) のとおり審査主義の導入を要望するが、直ちに

導入することが難しい場合、実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けや、評価報告書の作成を第三者からも請求できるようにする等、権利行使に一定の法的制限を課すことを要望する。

(2) 先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）の拡大を要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更の認容を要望する。

(3) 判決の執行強化

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みの構築を要望する。

(4) 情報公開の促進

専利復審委員会および商標評審委員会の審決および人民法院の判決の公開範囲拡大を要望する。また、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度の創設を要望する（ただし、営業秘密情報は除く）。

(5) 技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務の是正を要望する。

(6) 知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止規定の明確化

「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」について、知的財産権濫用となる基準を明確にし、知的財産権の正当な行使が安易に濫用と判断されることがないようにすることを要望する。

第7章 省エネ・環境

2015年1月1日から環境保護法が改正された。同法の改正によって違法行為などに対する罰則が強化され、汚染排出の許可などについても厳格化される見込みである。今後、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、環境保護法の改正に続いて、大気、水、土壌汚染分野における制度整備が進められている。環境対策において、豊富な経験、技術・ノウハウを有する日本企業が貢献できる領域は広範に存在することから、環境関連プロジェクトに日本企業による関与が拡大できるよう政府の取り組みに期待する。

環境汚染問題の現状

依然深刻な大気汚染の状況

環境保護部によって発表された2014年の重点74都市の空気質量状況報告によると、中国の大気汚染基準値以下の日数は全国平均241日、基準値以下の平均日数の割合は2013年の60.5%から66.0%に増加、重度汚染の平均日数の割合は2013年の8.6%から5.6%に低下するなど若干の改善の傾向がみられる。

京津冀地域では大気汚染基準値以下の平均日数は156日、基準値以下の日数割合は42.8%（2013年は37.5%）、重度汚染の平均日数の割合は17%（2013年は20.7%）といずれも前年に比べて若干の改善傾向がみられるものの、同地域のPM2.5の平均濃度は $93\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、日本の年平均環境基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の6倍以上であり、依然、健康に多大な影響を及ぼす深刻な状況が続いている。

「全国土壌汚染調査公報」の公表

土壌汚染関連では、2005年4月から2013年12月の間に、環境保護部および国土資源部によって、初めて全国土壌汚染状況調査が実施された。

2014年4月に公表された「全国土壌汚染調査公報」によると、全調査対象面積（630万平方キロメートル）のうち16.1%で汚染基準値を超過し、うち1.1%が重度汚染であることが判明した。地域別では、長江デルタ地域、珠江デルタ地域、東北の工業地域での数値が高くなっており、土地利用別では、耕地で19.4%、林地で10%、草地で10.4%、未利用地で11.4%、重度汚染企業用地で36.3%、工業廃棄地で34.9%、工業園区で29.4%において汚染基準値の超過が確認された。さらに汚染物質別では、カドミウム7.0%、ニッケル4.8%、ヒ素

2.7%、銅2.1%、水銀1.6%、鉛1.5%、クロム1.1%、亜鉛0.9%など重金属が高い数値を示した。

近年、カドミウム汚染米が流通するなど土壌汚染問題に対する関心が高まりつつある中で、長期間にわたって実施された本調査の結果がようやく公表され、また、土壌汚染対策の法整備と鉱工業への監督管理の強化を行う旨が、環境保護部長より言及されているところであるが、耕地汚染は食の安全にも影響する問題であり、今後、迅速かつ抜本的な対策が求められる。

環境関連法制度の整備状況

環境保護法の改正

2015年1月から環境保護法が改正された。環境保護法は中国の環境関連法規の最上位に位置付けられており、深刻化する環境問題に対応すべく約2年にわたる審議を経て1989年の旧法施行から25年ぶりに改正された。

改正環境保護法の特徴として、第1に罰則の強化が挙げられる。具体的には、違法企業に対しては、是正命令から是正するまで罰金が日計算で継続して科せられ、上限がなくなっている（第59条）。また、所定の汚染物排出基準を超過して排出した場合、地方の環境行政部門は、生産の制限・停止、休業、廃止等の措置を命じること（第60条）、さらに一定の違反行為に対して企業の責任者を行政拘束に科すこと（第63条）や、関連設備を差し押えること等が行えるよう、同部門に大きな権限が付与されている（第25条）。一方で、同部門による不作為に対しても、厳しい処分が科されることとされており（第68条）、徹底した執行を担保する内容となっている。

第2には重点汚染物排出総量管理制度（第44条）、および汚染排出許可管理制度（第45条）の導入である。汚染物質排出総量管理制度については、2007年から天津市、河北省、内モンゴル自治区等の11省・市を試行拠点として汚染物質排出権取引制度が導入されている。2014年8月に国務院弁公室が公布した「汚染物質排出権の有償使用および取引試行業務のさらなる推進に関する国務院弁公室の指導意見」では、2017年までに試行拠点における取引制度を完成させるとしている。また、汚染排出許可管理制度については、2014年12月、環境保護部から「排污許可証管理暫行弁法」の意見募集稿が発表された。同制度は一部地域では既に実施されているが、今後、同許可証に記載された排出汚染物質の種類、濃度や総量、排出方法などの範囲内でのみ排出が認められるようになる。

第3には、情報公開と公衆参加について、新たな章を設け（第5章）、国民が環境汚染に関する情報を入手し、汚染者を監督する権利を有するとした他、公益訴訟制度に関する組織の要件を明確にし、環境汚染、生態破壊、社会の公共利益に損害をもたらす行為に対して、直接の被害者でない第三者の環境NGOなどが公益訴訟を起こす環境が整備されることになる（第58条）。

改正環境保護法によって、罰則が強化され、また、汚染物質の排出総量管理規制や許可管理制度の導入によって、今後、企業による環境対応にかかるコストは上昇し、環境意識が高まることが期待される。一方で、法の実効性が高められるよう、情報公開の徹底、監視や取り締まりなど執行面において厳格かつ公平な対応が求められる。

二酸化炭素排出権取引制度の動向

2013年から北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深圳市（広東省）の2省5都市を試行拠点として、二酸化炭素排出権取引制度が導入されている。

7カ所の試行拠点全体で約2,000社の企業・団体が対象となっており、湖北省、重慶市を除く試行拠点では、2014年に前年の排出量を報告する義務履行報告期限を迎えた。通常は前年の二酸化炭素排出量が割当量を超過した場合、義務履行報告期限前に排出権取引市場を通じて超過分を購入して義務履行報告を完了する必要があるが、義務履行報告を実施せず、罰金が科せられたケースが生じた。未報告の理由として「行政からの制度導入に関する周知不徹底や企業責任者の制度に対する認識不足」といった点が挙げられている。

2014年12月に国家発展改革委員会から「炭素排出権取引管理暫定弁法」が公布され、2016年を目途に全国での制度導入が見込まれている。今後は2016年から2019年までが全国での二酸化炭素排出権市場の第一段階、2019年以降を高速発展段階と位置づけられており、具体的な運用方法が公表される見込みであるが、新たな制度導入にあたっては、事前に情報周知が徹底されることを期待する。

今後の環境関連法制度の整備について

環境保護法の改正に続いて、深刻化する環境問題に対応すべくさまざまな分野での環境関連法制度の整備が進められている。

大気汚染分野では、いわゆる「大気十条」といわれる「大気污染防治行動計画」が2013年9月に制定されたことに続いて、2000年から施行されている「大気污染防治法」の改正法案が審議されている。改正法案では、大気汚染に対する政府の責任の明確化、各地域への排出総量の割当、排出汚染許可の発行、排出超過や違法行為に対する罰則の強化などが新たに盛り込まれる見込みである。

また、水汚染分野では「水污染防治行動計画」（水十条）が2015年4月に発表され、「水污染防治法」の改正作業が政府部内で行われている。さらに、土壌汚染の

分野では、前述の通り、これまで土壌汚染防止にかかる基本的な法体系が整備されておらず、「全国土壌汚染調査公報」の公表結果やカドミウム米事件を受けて社会的関心が高まる中で、法整備に向けて急ピッチでの作業が進められている。「土壌污染防治行動計画」（土十条）については、近日に国务院への審議上程が予定されている。新法となる「土壌污染防治法」についても既に環境保護部内で草案が作成されている。

今後、大気、水、土壌といった主要な環境問題に対する政策体系や法体系の整備が進むことによって、汚染を排出する企業にとっては、より厳格な対応が求められる。中国での環境問題の解決には企業の社会的責任に対する意識の向上とともに、環境コストを意識した経営が求められる。一方、環境分野での規制の厳格化に伴って環境ビジネスの規模はさらなる拡大が見込まれる。日本企業が有する豊富な経験や技術・ノウハウによって貢献できる領域は広範に存在していることから、関連プロジェクトに広く関与できるよう要望する。

電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）

中国版RoHSの管理弁法は大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し、環境汚染を低減することを目的に2007年に施行された。

同管理弁法は、当初は第1ステップ（有害物質低減設計・生産の導入と有害物質使用保護期限の表示等）、第2ステップ（重点管理製品の強制認証等）と、段階的に施行される予定であったが、その後の法改正準備が整わず、結果として2015年3月時点においても、第1ステップだけが実施されている。

なお、同管理弁法は、これまで2回の改正案が示された。同改正案においては、対象製品に①「電気製品（白物家電など）」を追加、②重点管理項目製品に対するCCC認証制度とは別の「自発的認証制度」の導入、③「自己宣言制度」の導入等が検討されている。

「自発的認証制度」は、現時点では、自発的認証制度が法的根拠のない状態で運用されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版WEEE)

廃家電のリサイクルを目的として「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（国务院令第551号）が2009年に公布された。対象製品の生産者および輸入者が、リサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金を支払うことにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。対象製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目であったが、2015年2月に、温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等を加えて14品目となった。新品目は2016年3月から実施されるが、2015年3月時点では、対象品目の詳細、基金・補助金の額等は決まっていない。

リサイクル工場に対しては、細則の整備や違反企業の取り締まり強化等の運用改善がみられるものの、リサイクル事業者が補助金申請後、交付に約1年弱の期間を要するなど、なお改善を要する事項が残っている。

＜建議＞

①大都市圏および周辺地域の大气汚染は、PM2.5については若干の大气質が良好な時期もあるものの、依然として深刻な状況が続いており、健康的な事業活動が行えない状態が続いている。また、水質汚染、土壌汚染などの環境問題も深刻化している。PM2.5の成分分析を含む汚染データの測定・公表による情報開示を進めて、国民の環境意識の向上に努めるとともに、環境規制および執行体制の強化、執行の透明性向上など抜本的な対策を求め、また、日系企業としても環境汚染の改善に役立つことを望んでおり、技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させていただきたい。

他方、地域の汚染濃度が一時的に高まった場合の措置について、任意の工場に突発的に操業停止を指示するのではなく、公平かつ合理的なルールを構築すべきである（客観的基準の公表、事前通知等）。

②環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めてもらいたい。手続等については透明性・公正性の確保を要望する。また、新しい制度やプロジェクトを開始する際に提案や申請を募集する場合、優れた製品や技術を普及させる観点から、十分な時間を用意すべきである。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化が引続き必要である。取組みは徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

③環境保護法の改正等によって、法令違反の企業に対する罰則は強化されている。日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、今後、地方政府等による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準などに基づく運用がなされることを要望する。また、新たな規制を執行する際、既存設備への適用については、猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮をいただきたい。

さらに、中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、違反企業に対する取り締まりの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。

④省エネ・汚染物排出削減目標の対応については、より広い視野に立った総合的な政策的対応をすべきである。例えば、省エネ・環境改善のための改造・設備更新を行う企業に対する優遇策、資金面などの支援、地域間での執

行の差の縮小、設備投資のスピードなど企業の能力を考慮すること等を要望する。

⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストがかかる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。また、対応にあたっては、企業の対応時間に考慮したスケジュールを事前に設定し、そのスケジュールを堅持することを要望する。

さらに、環境配慮製品を普及させるため、政府調達額などの計画目標や実績の公開を要望する。

⑥電子情報製品汚染制御管理弁法(中国版RoHS)

- ・当該管理弁法の検討・改正に際しては、外資系企業に対しても十分な説明を行い、手続の透明性・公正性を確保することを要望する。

- ・認証（合格評定）制度を導入する場合は、国内外およびサプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ有害物質削減制度を効率的に実施する観点から、先進国並みに生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）を導入することを要望する。例えば、欧州等の制度を参考に中国に最適な制度を作成いただきたい。

- ・制度変更や対象拡大等の場合においては、例えば、新規品目の設計製造の見直し、表示変更等の対応にかかる時間を考慮し、実施まで十分な猶予期間を設定するよう要望する。

- ・公示や通知に掲載のない運用は避けるか、やむを得ない場合は何等かの文書で明示するよう要望する。

⑦廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版WEEE)

- ・制度の運用に当たっては、基金の徴収・運用に透明性・合理性・公平性を確保することを要望する。また、認定リサイクル事業者への早期の補助金支払いについても強く要望する。

- ・品目の見直しが行われたが、2016年3月の実施までに品目の範囲の詳細、基金・補助金額の決定を十分な時間的余裕をもって決めること、決定プロセスを透明・公正にすること、そのために外資系企業の意見も十分に考慮することを要望する。

- ・基金制度の公正な運用のために、実施細則の整備、解釈の明確化、規則を遵守しない企業への取り締まりを強化すべき。

- ・制度の適正な運用のためには、廃家電の回収事業の強化、資源の回収処理技術の向上（液晶パネルなど新たな廃家電素材への対応、フロン回収等への対応など）のための支援政策を検討すべきである。

第8章 技術標準・認証

技術標準・認証の現状

中国の技術標準・認証に係る動向

2011年12月、国家標準化管理委員会から「標準化事業発展第12次五カ年規画」が発表されているが、その後同委員会は2014年6月に「国家標準化体系建設発展計画(2014~2020年)」の策定作業に着手した。この計画には、中国の標準化体系の中長期的な発展目標や重点的な内容・措置が盛り込まれる。

標準化法の改定動向

中国においては現在、標準化管理体系に関する一連の改革を進めている。この改革の多くは試行事業や模索の段階にある。今後国家標準化管理委員会や関連機関が、標準化体系を整え、新たな政策に基づいて標準化法の改正案を作成することとなるだろう。よって同法の改正には、もうしばらく時間がかかると思われる。

標準化管理体系の改革

2013年の新体制発足後、中国政府は一連の行政改革を開始し、その一環として2014年6月に「市場の公平な競争の促進および市場の正常な秩序の維持に関する若干の意見」を、2015年3月に「標準化改革方案の深化に関する通知」を発表した。当該意見に基づく改革等を以下に紹介する。

強制規格体系の改革

強制標準の公布機関は、国、業界、地方の3つの階層がある。既に多くの業界強制標準や地方強制標準があるが、これらと国の標準の間に矛盾や重複が見られる。今後の改革の方向性は、強制標準は国家標準に一本化し、業界強制標準や地方強制標準は段階的に廃止する。

また、改革においては、強制標準の発布機関を国家標準化管理委員会から一段高い国務院又は国務院が委託する機関にし、業界監督当局や地方機関はその実施・監督を担うこととなる。

しかし、現時点では改革の進展は遅れており、2015年3月末時点では正式には改革プランが発表されていない。

また、国家標準化管理委員会は、標準審査承認プロセスに要する時間を約半分にするとともに、技術標準委員会のメンバーに消費者組織からの代表を増やそうとしている。

製品規格に関する声明制度

中国では、現在企業の製品規格の届出制度を採用している。企業は、企業標準を定めた場合は所管の監督部門への届出が必要である。

政府は本制度の改革に着手しており、企業の製品規格に関する届出を改め、政府指定のウェブサイトにおいて自社の製品規格を公開する声明制度を検討している。2014年10月、全国7カ所で同制度が試験的に実施された。

2015年1月以降は、対象地区の企業は企業製品規格情報公示プラットフォームで声明を公開し、届出が完了したとみなされる等徐々に制度の導入を企図している。

団体による標準制定事業

これまでは、標準作成は政府主導であり、社会や市場の役割が十分に発揮されているとは言い難い。このため、ニーズに基づいた標準の効果的な制定改正に至らず、標準体系に空白があったり立ち遅れた標準がある等の問題があった。

このため、2013年6月に国家標準化管理委員会は、団体標準の研究プロジェクトを立ち上げ、民間団体による市場のニーズに的確に符合した団体規格の制定・改正の体制を推進するとともに、業界標準体系を構築することを目指している。

標準化体系の改革後は、強制標準は国家標準に集約し、業界標準は原則として推奨標準のみとして、主に業界協会、技術標準団体等の民間団体に制定を委ねることになると思われる。また、地方標準は段階的に廃止される。

国際標準化の推進

中国は、第12次5カ年規画において、積極的に国際標準化を推進することとし、国内標準の国際標準との整合化等の作業が進展している。

2014年末時点で、中国には、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準化会議(IEC)の技術機関70組織の事務局が置かれ、43組織の議長又は副議長を中国から輩出している。

また、標準の国際規格の採用は、国家標準総数3万680件のうち約40%となった。

国家標準に関わる特許の管理規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年

12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。この制定前の2012年12月に意見募集稿が公表されたところ、用語の定義や手続に曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和をさらに図るべきことから、中国日本商会として意見書を提出したが、十分には採用されていない状況である。当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続き 第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

また、これに関係するものとして、2010年1月に中国標準化研究院から「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）が公表されている。その後、2014年3月末時点で新たな動きはないが、上記管理規定との関係が不明確であり、中国日本商会および電子情報技術産業協会(JEITA)等の日本の関係団体は、この意見募集稿に対しても意見書を提出しているところである。

個別事例（情報セキュリティ関係）

ネットワークセキュリティ審査制度

2014年5月に、国家インターネット情報弁公室は、ネットワークセキュリティ審査制度を導入すると発表した。その後、同年8月には電気通信およびインターネット業について、9月には銀行業について、ネットワークセキュリティの強化に関する指導的意見を公表した。いずれも、情報セキュリティコントロール技術の応用によりセキュリティの強化を図ることとしている。

国家安全や公共の利益に係るシステムにて使用する重要な情報技術製品・サービスおよびその提供者に対し、今後セキュリティ審査が実施される可能性がある。

商用暗号管理条例

1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みおよび使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明を発出したが、現時点でも条例改正は行われていない。

<建議>

①標準化法の改定プロセスや改定内容は、全ての産業にとって大きな関心事であり、その改定過程においての内容を適宜開示するなど、透

明性を高めることを要望する。

- ②国際標準に準拠した標準の採用をさらに徹底すべき。ISO、IECだけでなく、多くの国が採用している国際的な規格の採用も積極的に推進していくべきである。
- ③現在の技術水準を考慮し、過度にスペックを詳細化した標準の策定は避けるべきである。行き過ぎた標準の策定は、自由な競争や技術の進歩を阻害しかねない。これは中国が目指すイノベーション国家の方向性にも反している。
- ④一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられるため、標準の策定においては、実際の技術の発展状況を踏まえ、企業や消費者との冷静な対話の下、進めていただきたい。
- ⑤標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを回避すべきである。例えば、同一機器について異なる業界で検討された複数の標準が併存するだけでなく、標準間の矛盾が存在するとの指摘がある。
- ⑥標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るべきである。特に強制標準については、実施日までの猶予期間について1年乃至2年を確保してもらいたい。また、猶予期間の起算日は、公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。
- ⑦標準化活動への外国企業の参加のハードルを低くし、日本企業がより参加しやすい環境整備に努めていただきたい。新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただきたい。
- ⑧国家標準の解釈や運用による混乱を招かぬよう、標準と現場の運用の統一、解釈の明確化、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化を図ってもらいたい。
- ⑨認証、試験等に係る費用低減および手続透明化を図るため、制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一・遵守、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ⑩抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われることがないようにしていただきたい。
- ⑪消費者協会などが独自に抜き取り検査を行い、企業側に何ら弁明の機会を与えられることなく、その結果をメディアで一方向的に公表するような行為はやめてもらいたい。
- ⑫強制標準や認証等の実施に当たって、企業に影響を及ぼす規定や内部書簡、解釈、説明会の

開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、正式に関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時に公布していただきたい。

- ⑬自動車の認可管理など、CCCと類似する検査制度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るべきである。
- ⑭「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（2014年1月1日施行）の運用および「国家標準の特許に係る処置規則」（未施行）の制定に関し、中国国家標準管理委員会は、日本の産業界の意見を聞き、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。
- ⑮ネットワークセキュリティ審査制度について、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での配慮を要望する。また、電気通信業や銀行業における、コントロール可能な技術の応用によるサイバーセキュリティ強化に当たって、透明なプロセスにより内外無差別に実施することを要望する。
- ⑯商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続の透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを強く要望する。
- ⑰情報セキュリティ認証制度（CC-IS）、情報セキュリティ等級保護管理弁法（MLPS）の運用においても、外資企業が不当に差別されることがないように、制度・運用面での改善を強く要望する。

第9章 物流

2014年の中国国内総生産（GDP）は63兆6,463億元、ドル換算でも米国に続き10兆ドルを突破した。一方で、伸び率は前年比で7.4%、1990年以来24年ぶりの低水準となった。輸出入については、表1に示す通り、輸出入総額は4兆3,030億ドルに達したが、前年比では3.4%増に留まり、こちらも伸び率が鈍る結果となった。日中間の輸出入総額は3,124億ドルで前年からほぼ横ばいとなり、13年まで2年続けて縮小していた日中貿易は底打ちの兆しも見られる。貨物輸送量を見てみると、表2の通り、貨物輸送重量（貨物重量に輸送距離を乗じた指数）も合計では7%を超える増加となったものの、経済状況を測るための信頼のおける指標の一つであると言われる鉄道貨物輸送量が前年比で減少に転じたことは、中国経済が想像以上に減速していることを裏付けている。

表1：中国の輸出入総額の比較（単位：億ドル）

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2014年	23,427	6.1%増	19,603	0.4%増	43,030	3.4%増
2013年	22,096	7.9%増	19,504	7.3%増	41,600	7.6%増
2012年	20,489	7.9%増	18,178	4.3%増	38,668	6.2%増
2011年	18,986	20.3%増	17,435	24.9%増	36,421	22.5%増

出所：2011/12/13年国民経済と社会発展統計公報、海関統計资讯网

表2：2014年中国の輸送モード別貨物輸送量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位：億トン)		貨物回転量 (単位：億トン・キロ)	
	重量	対前同増	回転量	対前同増
鉄道	38.1	△3.9%	27,530.2	△5.6%
道路	334.3	8.7%	61,139.1	9.7%
水運	59.6	6.4%	91,881.1	15.7%
民間航空	0.059	5.7%	186.1	9.3%
パイプライン	6.9	5.2%	3,500.9	9.0%
合計	439.1	7.1%	186,478.4	7.3%

出所：2014年国民経済と社会発展統計公報

2014年の回顧と2015年の展望

中国経済は、これまでの不動産投資と大量生産を軸にした投資・輸出主導型経済から、インフラ投資と高品質生産を軸にした消費主導型経済への移行が進んでいる。「新常态（ニューノーマル）」という新たなキーワードが頻りに使われるようになったが、中国政府も経済成長が鈍化した現実を受け入れ、これまでのような高度成長ではなく、安定成長を目指す段階へと経済目標の転換を明確にした。一方で、「反腐敗」の推進により外資系企業の合弁相手である国有企業の幹部にも賄賂疑惑で調査

がおよび、独占禁止法違反取り締まりの強化で摘発を受けるケースが多発するなど、中国ビジネスにけるリスクも増大し、外資系企業にとっては厳しい情勢となっている。このような状況を受け、日系企業の投資の重点が東南アジア諸国にシフトする動きもあるが、巨大な消費市場へと変貌する中国の市場環境において、コンプライアンス意識や品質の高さで優位を築き、ビジネスチャンスを見出せるかどうか、今後日系企業にとっては重要な課題となる。

物流企業にとっても、消費主導型経済への移行により消費者物流の重要性が高まる中国市場は、高品質・高付加価値物流の技術やノウハウを武器に新たなビジネス領域へと事業拡大を図るチャンスとなり得る。政策面では、中国政府は「一路一帯（シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロード）」構想を2015年以降の外交の柱と位置付けており、中国から欧州、やアフリカまでを陸と海の2つのシルクロードで結んで新たな経済圏を形成しようという構想の下、周辺諸国との提携が進められることで、インフラ投資を通じての物流網整備も期待される。

「中国経済と日本企業2014年白書」においては、中国物流を取り巻く変化の中で日系企業としてどう対処していくかという視点から、物流サービスの向上に向けた課題を中心に26項目の建議を記載したが、残念ながら大きく改善が見られたものは少なかった。本白書において提起する19項目の建議の中には、前年と重複する内容もあるが、重複するものほど改善要望が強いものであることから、改めて記載することとする。

共通の問題点

近年中国では政府や民間による巨額投資によって、急速に交通インフラが整備され、各輸送モードのキャパシティは増強されており、輸送面における需給ギャップも改善されてきている。一方で、物流の仕組みや法規制の整備などソフト面の充実が重要な課題となってきている。法律の運用・解釈が地方政府ごとに異なっているケースも未だに多々見られ、荷主が物流をより使いやすいものにするための法規制整備や適正価格を維持できる仕組みの構築など、運用の透明化や物流サービスの向上につながる基本的政策の実施が求められる。

航空貨物輸送における問題点

貨物の安全輸送やダメージの防止という点で、依然と

して非常に多くの問題が山積みになっている。とりわけ貨物ターミナル指定業者等への引渡後のラフな荷扱いにより発生した貨物ダメージが多発している。特定業者の既得権区域で発生しているため、品質向上を目的とした調査と改善が思うように実施できていない状況にあり、荷主や物流業者自らが梱包強化や物流コストの上昇にもつながる保護措置に忙殺されている。荷主サービスの向上のためにも既得権の開放と作業関係者の作業品質向上に向けた意識改革が必要である。

道路貨物輸送における問題点

過積載や車両の違法改造に対する規制強化には一定の効果も見られるが、依然として中国系物流事業者の中には取り締まられても罰金を払えば良いというスタンスの業者も多い。コンプライアンスを重視する日系物流企業にとっては、過積載を行わない自社と中国系物流事業者との間で公正な価格競争ができないという懸念が出る。道路交通の安全性向上、渋滞の緩和といった観点からも、取り締まりのさらなる強化と罰則の統一などが求められる。

鉄道貨物輸送における問題点

鉄道貨物輸送については、定時運行性の悪さやトレーシングの不便さ、スペース確保の難しさなどが問題と認識されているが、政府による鉄道インフラ整備やサービスの向上への取組み強化もあり、改善の傾向も見られるようになった。沿岸部から内陸、さらには欧州へもつながる鉄道路線は、今後環境保全の面からも重要な輸送手段となるため、一層の整備が望まれる。

<建議>

<国際貨物における通関・検査関連>

- ①税関関連法令の頻繁な制定・改正や制度運用の唐突な変更によりもたらされる実務レベルでの混乱発生は依然として常態化している。特に、政治的背景などによる突然の税関検査率変動や、地域による或いは担当官によるHSコードに対する理解の不整合・不統一など、通関申告プロセスにおける制度運用の不透明さは企業の日常業務に影響を与えるにとどまらず、対中投資意欲を低下させる要因ともなり得る。運用基準の統一化や透明化を考慮した制度の整備をお願いしたい。
- ②税関や商検局による審査基準の不明確さや申告プロセスの煩雑さにより、手続に多大な時間を要することがしばしばある。例えば、食品の輸入手続においては、商検局の審査、商品試験、衛生証明取得から中国国内販売許可に至るまでに賞味期限が近づき、販売機会損失につながる事態も発生している。また、中古設備の輸入手

続においては、通関申告のプロセスに時間がかかりすぎる問題のほか、申告価格に対する税関審議が規範化されておらず、往々にして時価を大幅に上回る価格を提示し、荷主が思わぬコスト負担を被ることがある。輸出入手続における審査基準を明確化し、申告プロセスを簡略化するよう要望する。

- ③中国ASEAN自由貿易協定（ACFTA）に基づいて中国に産品を輸入する場合、原産国の政府が発行する原産地証明（FORM E）を提出することで対象品目の関税減免を受けることができるが、直接輸送の原則から、第三地域で中継輸送する場合は中継地で未加工証明を取得し、FORM Eと併せて提出しなければ協定税率の適用を受けられないことになっている。第三地域には香港、マカオのほか中国内地も含まれており、これらの地域で中継輸送すると、現地の中国検査認証集団にて未加工証明の発行を受けなければならないが、取得に時間がかかるほか、予期しない輸送スケジュールの変更で中継輸送を余儀なくされた場合などは証明を発行してもらえないこともあり、FORM Eを所持してながらもACFTAの恩恵を得られないケースが頻発している。ACFTAの理念である関税の垣根を低くし、モノの行き来を増やそうという考えに立った改善をお願いしたい。

<航空貨物輸送関連>

- ④物流業者の立ち入りが制限されている航空会社の上屋と、航空会社の立入りが制限されている代理店共同上屋間での接点業務において、搬入された貨物にダメージやミッシングなどのイレギュラーが発生しても、原因や発生場所、責任の所在を特定することが困難となっている。管理の強化と透明化を実施していただきたい。
- ⑤空港貨物ターミナルでのULD作業等が既得権のある特定業者によって行われていることが多く、また、作業スペースに限りがあるターミナルでは、混み合った状況で先を争うように作業が行われることもあり、粗雑な取扱いによる貨物の破損事故が後を絶たない上、紛失や輸出貨物の積遅れのリスクにも常に晒されている。空港の貨物ターミナルにおけるインフラ整備とハンドリング品質の向上をお願いしたい。
- ⑥空港における税関申告内容の訂正に非常に時間を要しており、利用航空会社の変更や申告撤回を行う場合、輸送手配スケジュールに遅延を来すことがある。また、システムの変更や運用ルールの改正により情報訂正の所要時間がさらに増長するケースも発生しており、航

空輸手配の労力とコスト増加に繋がっている。業界団体への事前パブリックコメントも加味し、申告スピードが向上する体制づくりに傾注いただきたい。

- ⑦2014年より施行された「中国民用航空危険品運輸管理規定」により、SectionⅡのリチウムイオン電池およびリチウムイオン電池内蔵商品にもMAWB表記上は危険品としてのルールが適用され、「Issuing Agent」と「Shipper」が同一であることが禁止された。これにより、該当する商品の航空輸出においては自社でMAWBを発行することができなくなり、手配方法の変更を余儀なくしている。他国ではこのような規制はないため、業務手配の便宜を考慮し、国際基準に準拠したルールの適用をお願いしたい。

<海上貨物輸送関連>

- ⑧キャパシティが小さく恒常的にスペースがタイトになっているCY（コンテナヤード）においては、特に輸出貨物の実入りコンテナの搬入が本船入港順となっていることが多く、CYカット当日になってからの搬入開始となるケースが少なからずある。そのため、税関検査の件数が多い場合は当該本船の船積みに間に合わなくなるケースが散見される。港湾施設のインフラ整備、搬入前申告の導入、並びにCFS（コンテナフレートステーション）での税関検査、三検検査ができる制度の確立をお願いしたい。
- ⑨輸出入通関手続のEDI化が進んでいる一方、荷主提供情報の相違による申告入力情報の訂正に相当な時間がかかっている。十分な準備期間を持たないまま新システムの運用が開始されたため、一部データが消失するなど、システムの不具合も多発、これにより輸出許可に時間がかかり本船への積載が間に合わない事例も発生している。「訂正」に関する手続、処理の簡素化と迅速化への対応をお願いしたい。
- ⑩内容が不明な港湾雑費（CIC、ECRS等）が依然として存在し、荷主の負担増大に繋がっている。また、バンプールにおいて、コンテナNO.の指定をかけて特定のコンテナのみをピックアップする場合、指定をかけたコンテナの上部に詰められた同一荷主のコンテナ本数分のシフトチャージが請求される仕組みとなっているなど、チャージ設定が不明瞭なものもあるため、港湾で発生する費用については目的や内容を明確に公示し、徴収基準を標準化していただきたい。
- ⑪税関、商検局により貨物検査が行われる際、指

定業者による作業対応（コンテナデバンニング作業、開梱作業、横持ち輸送作業など）が粗雑であることから、商品貨物のダメージや汚れが発生するケースが目立つ。特に取扱いに注意が求められる精密機械などの高額商品に対しては、丁寧な取扱を徹底するよう指導をお願いしたい。

- ⑫引越貨物の居留許可日数について、一部地域においては居留許可日数が351日に満たない場合でも、就業許可が365日以上あれば関封（自用物品申請表）の発行を許可するといった緩和措置が取られるようになった。しかし、地域によっては居留許可351日ルールに縛られ、就業許可を365日以下でしか出さないところもある。引越貨物にかかわる現行の制度では、地域による制度解釈の不一致もさることながら、居留許可を待つ輸入許可を出すルール自体が非実用的であり、パスポートのみで簡易申告できる品目を増やし、価額も引き上げる等、抜本的な改善を検討いただきたい。
- ⑬2014年5月、COSCO、CHINA SHIPPING、SINOTRANSの中国の国営系3船社が日中航路で相互にスペースを融通し合う協調体制に移行後、船社間での競争がさらに激化、「ゼロ運賃」が横行し、状況が改善するよりもむしろ悪化したといえる。船社が適正な運賃を収受できる市場の育成を推進していただきたい。

<道路貨物輸送関連>

- ⑭北京、上海などの大型都市では過積載、違法改造等明らかな違反車輛は少なくなっているものの、依然としてコンプライアンス意識が低い業者も多く、法令を遵守する物流企業にとっては不公平な価格競争を強いられる状況が続いている。引き続き違法行為への規制を強化すると共に、地域ごとの規制の差異をなくし、全国统一基準を法令化して施行するようお願いしたい。
- ⑮高速道路や都市の主要道路の整備が進められて来ているが、付帯するインフラの整備がまだ追いついておらず、特にパーキングエリアが少ないことは、長距離輸送車両にとっては休憩の取得にも不便であり、安全運転の面からも不安な状況となっている。道路交通網の新設、拡張に伴い、インフラの整備にも力を入れていただきたい。
- ⑯公用行事などで予告なく道路が閉鎖されることや、交通規制の実施が事前通知されている場合でも直前になって規制範囲が拡大されることがあり、道路輸送業務に多大な影響を受けることがある。実施されることが事前に分

かっているイベントなどに伴う交通規制は、十分な告知期間を設けた上、計画通り実施されるよう改善をお願いしたい。

- ⑰交通ルールが順守されないことによる交通事故や渋滞が多発しているほか、貨物自動車などの事業用車両の安全対策が十分でないことに起因する荷崩れなどの事故発生も少なくない。交通マナーの向上や安全対策の強化など、事故や渋滞を減らすための取組みをお願いしたい。

<鉄道貨物輸送関連>

- ⑱鉄道輸送は軍事物資、石油・石炭・鉄鉱石等の国家計画基礎物資が優先のため、一般貨物は優先度が低く慢性的にスペース不足となっている。また、仕向地へ到着するまでに貨車の再編成が行われるため、正確なトレース・定時性の確保が困難である。環境保全の観点から商業貨物を鉄道輸送へシフトできるよう、仕組みの改善をお願いしたい。

<交通運輸業に適用する増値税の運用について>

- ⑲2014年1月1日より適用開始となった国際運輸代理服务への増値税適用（財税[2013]106号）について、間接代理に免税が適用されなかった問題は、国家税務局2014年第42号「国際貨物運送代理服务に関する増値税の問題に関する公告」が2014年9月1日に施行されて以降改善が見られるが、地域による対応の差異があるため、運用を統一化すると共に、2014年9月以前に課税扱いとされた分の増値税が還付されるよう、さらなる公正化を進めていただきたい。

第10章 政府調達

2014年は中国の政府調達に関する法律法規に、活発な動きが見られた一年であった。8月31日には、全国人民代表大会常務委員会が「政府調達法」を改正し、12月31日には国務院が社会各界が待ち望んだ「政府調達法实施条例」を審議・採択し、また財政部も2014年中に多くの政府調達活動に関する法規を公布した。

「サービス業務を政府調達の対象とすることの積極的な推進」「政府調達政策機能システムの継続的な拡充」「政府調達に対する監督システムの完備」「WTO『政府調達協定』(GPA)加入交渉の積極的な継続」などが、各級の政府財政部門における2014年政府調達に関する重点作業とされた。

もともと2014年においても、なお外国企業・外資企業が中国において各級政府の調達活動に十分に参加することは難しいとの状況に実質的な変化は見られなかったのが実情である。

2014年の動向

WTO「政府調達協定」(GPA)加入交渉の積極的な継続

2014年12月22日、財政部をリーダーとする作業グループはWTOに対し、中国のGPA加入に関する第6次改訂オファーリストを提出した。このリストは以下の重要な内容を含むものである。すなわち、①まず大学、病院、国有企業を調達の中心的範囲とする。②工程プロジェクトの全てを入札対象に加え、最低制限価格を参加者のレベルまで引き下げる。③中央政府が実際にカバーする範囲を拡大する。④オファーを提出する省を新たに5カ所増やし、合計19カ所とする。⑤サービスプロジェクトをリストに追加する。⑥例外状況について、調整を行う。

第6次改訂オファーリストの適用入札範囲は、GPA参加国における一般的なレベルとなっており、中国政府のGPA加入に対する積極性が表れたものといえる。しかし、交渉の障害となる「政府調達法」および「入札募集法」との調整およびGPAルールとの相互関係などの問題については、なお大きな進展は見られない。

「政府調達法」の改正

2014年8月31日、全人代常務委員会は「『中華人民共和国保険法』など、5つの法律の改正に係る決定」を採択し、「政府調達法」について改正を行い(同日より施行)、政府調達代理機構の資格認定にかかわる行政許可を

廃止し、同時に「1~3年の市場参入禁止」といった政府調達代理機構の違法行為に対する処罰措置を追加した。

「政府調達法实施条例」の制定

2014年12月31日、国務院常務会議は広く注目を集めてきた「政府調達实施条例」(以下、「实施条例」という)を採択のうえ、2015年3月1日より正式に施行した。实施条例の重要ポイントは以下のとおりである。

「管理ルール」の追加

従来、調達にあたっての「管理ルール」を欠いていたため、政府調達活動において質の悪い製品を高額で購入したり、いたずらに高額な製品を調達するといった異常事態が引き起こされていた。「管理ルール」の導入は、このような異常事態の抑制にとって有効といえよう。

政府調達情報の公開範囲を大幅に拡大

これまで情報公開の不足により政府調達活動においては多くの「裏工作」が見逃される結果となっていた。条例の施行により、政府調達プロジェクトの情報、予算額、調達文書、落札や取引の結果、売買契約、クレーム処理の結果は全て公開すべきことが規定された。

政府調達による環境保護、貧困対策、中小企業の発展などの政策目標の実現

環境保護、後進地域および少数民族地区の貧困対策、中小企業の発展・促進などは現在の中国政府にとって重要な政策目標であるにもかかわらず、政府調達はこれまで、これら政策目標への貢献が不足していた。このため实施条例では一連の作業の具体化と細分化が講じられており、これによって上記政策目標の実現をさらに促進するものとなっている。

政府調達にかかわる違法行為の処罰を大幅に強化

従来の法律制度に不備があったため、政府調達にかかわる違法行為については、責任の主体が不明確となるケースや法律上の根拠を欠くケースなどが生じていた。实施条例は新たに34種の違法行為に対する処罰内容を規定しており、違法行為の調査・処罰がさらに強化・拡充された。また、法律の根拠も明確にされており、政府調達における行為規範としてさらに好ましいものとなった。

サービスプロジェクトの政府調達を推進する作業および問題

2014年4月14日、財政部は「サービスプロジェクトに対する政府調達の推進と完全化にかかわる関連問題の通知」を公布し、サービスプロジェクトを政府調達の対象とすることが今後の重点業務となることが定められた。

また同日、財政部および中国民用航空局は、「公務における航空券購入の管理に関する事項をさらに強めることに係る通知」を公布し、公務員は政府調達の方法により、中国の航空会社の割引航空券を優先的に購入すべきとされた。この措置は、海外の航空会社を不公平に取り扱うものではないかとの疑いを引き起こした。

政府調達における刑務所ビジネスへの支援をさらに大きなものとする

2014年6月10日、財政部および司法部は「政府調達による刑務所ビジネスの発展支持にかかわる問題の通知」を共同公布し、政府調達活動においては刑務所ビジネスを行う組織は小型、零細企業とみなされ、政府調達による中小企業の発展・促進と同様の優遇政策を享受するものとされた。

政府調達管理システムの完備

2014年12月19日、財政部は「政府調達における重大な違法、信用失墜行為の情報記録の報告送付にかかわる通知」を公布し、政府調達における重大な違法、信用失墜行為については、これを名簿に記録し中国政府調達ネット上に集約のうえ公布するとした（一般的に3年間）。

Windows 8禁止令

2014年5月、中国中央国家機関政府調達センターは通知を公布し、このなかで「全ての電子機器類に、OSとしてWindows8をインストールしてはならない」と明示した。このWindows 8禁止令は政府調達分野において、国の安全、ネットの安全を考慮のうえ、情報安全上の問題から、政府調達の対象から外国製品を除外する場合があります。強く印象づけるものとなった。

2015年の展望

GPA加入にかかわる各種作業を引き続き推進する

中国のオファー状況を適切に解説・説明し、参加者の理解と支持を求める。GPA交渉の対応作業を進展させ、双方間のハイレベル協議に適切に対応する。自由貿易区および投資協定に関し政府調達を議題とする交渉業務を統一的に展開する。

法律法規の整理と改善

改正後の政府調達法、政府調達法実施条例が実務において順調に実施しうるためには法規との組み合わせによるサポートの改善が不可欠である。このため現状において新法と噛み合っていない関連法律・法規については、政府による整理および改善作業の進捗を注意深く観察していく必要がある。

なお、財政部の計画によれば、2015年における立法のための研究ポイントは以下の内容を含むものである。すなわち、①貨物サービス公開入札、情報公告、苦情申立て処理などの法律および専門家審査管理弁法の改正、②サプライヤー、社会代理機構、電子市場および機密にかかわるプロジェクトの政府調達などの管理弁法の制

定、③全国政府調達信用評価基準および共同懲戒制度の確立、④政府調達分野における内部コントロールを強化する旨の指導意見の公布、である。

サービスプロジェクトを対象とした政府調達を継続して強化

この二年、財政部は政府が広く社会から公共サービスを購入することにかかわる規定を次々と公布しており、既に同様の地方法規を公布した地方政府も見られる。本年以降、各級政府は、社会からサービスを購入する割合を引き続き高めていくことが見込まれる。

官民パートナーシップ（PPP）モデルの普及

2015年1月19日から21日にかけて、財政部は「官民パートナーシップ契約管理業務の規範化にかかわる通知」「政府調達の競争性に関する協議調達方式の管理暫定弁法」および「官民パートナーシッププロジェクトに対する政府調達管理弁法」を次々と公布した。これらはいずれもPPPモデルにより行政調達プロジェクトを拡大するものである。ここから2015年も政府は引き続き、PPPモデルについて積極的に普及を図っていく可能性が高いものと判断される。

<建議>

- ①政府調達に関連する取引活動につき、独占禁止法（供給者が通謀し価格を操作する行為等）および不正競争防止法（商業賄賂等）による取り締まり強化を要望する。
- ②WTO政府調達協定（Government Procurement Agreement: GPA）への早期加盟
2007年12月より、中国政府から「政府調達協定（GPA）」（以下「GPA」という）加盟のためのオファーが提出されており、2014年12月には第6次改訂オファーが提出される等、継続した取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、GPA加盟が実現していない。以下の問題を解決するためにも、中国がGPAに早期加盟することを期待・要望する。
 - ・輸入製品は、中国の政府調達から排除される場合がある。
 - ・中国で多くの製品を生産している日本企業が、米国の政府調達に参加できない場合がある。
 - ・米国に続き、EUの公共調達でも中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。このため、中国で多くの製品を生産している日本企業が、今後EUの公共調達に参入できなくなる可能性もある。
- ③日中韓FTA、RCEP交渉における政府調達章の追加

日中韓FTA交渉、RCEP交渉が始まり、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。かかる状況下、日中韓FTA交渉およびRCEP交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを期待・要望する。

④政府調達活動の透明化

2014年改正「政府調達法」および2015年3月1日から施行された「政府調達法実施条例」の規定では、政府調達情報、調達基準、落札結果および調達契約等は指定されるマスコミにて公示しなければならない、情報公開に関して、以前に比べると大幅に改善されたことは評価できる。政府調達活動の公平、公正な実施のために、政府においては、政府調達のプロセスにおいて評議審査を行う専門家の選任メカニズム、運用規則等の分野の透明性をさらに向上させることを要望する。

⑤法律適用の明確化および統一化

現在、貨物、サービスに関連する政府調達活動と政府調達工事の入札募集・入札活動については、主として、それぞれ「政府調達法」および「政府調達法実施条例」等の関連法規と「入札募集・入札法」およびその実施条例等の関連法規を適用しているが、両者には監督管理部門、規制内容、適用手続等の点において比較的大きな相違が存在し、実務では法律の適用関係が明確でないことによる混乱が生じている。このため、両者の適用関係を整理、明確化し、できる限り統一的な処理方法を確立することを要望する。

⑥改正「環境保護法」が2015年1月1日に施行された。同法第36条は「国家機関および財政資金を使用するその他組織は、省エネ、節水、資源の節約等環境保護に有利な製品、設備および施設を優先的に調達・使用しなければならない」と規定している。同法の目的を達成するため、今後「省エネ製品政府調達リスト」および「エコマーク製品政府調達リスト」を改正する際は、省エネ・環境保護効果の高い輸入製品を追加するよう要望する。その他、「省エネ製品政府調達リスト」および「エコマーク製品政府調達リスト」について、政府にはリストの更新サイクルを短縮し、且つ企業が条件に適合した製品をリストに適宜追加できるような制度を構築すること

を要望する。

⑦「公務による航空券購入の管理強化関連事項に関する財政部・中国民用航空局の通知」によれば、2014年6月以降、中国の公務員が公務で海外渡航する場合は優先的に中国籍の航空会社を選ぶことが定められた。しかし、海外航空会社も価格・安全性・サービス等の面で各々充実をはかっているところであり、海外の航空会社が当該マーケットにおいても公平に販売機会を得られるよう見直しを要望する。

⑧法律規定に関する事前公告および事後監督について、照会窓口等体制が不十分な中での実施が多いので、改善していただきたい。

⑨政府調達代理機構資格の認定にかかわる行政許可の廃止後、「政府調達代理機構資格の認定にかかわる行政許可の廃止後における関連政策の調整接続業務の実施に関する財政部の通知」以外に、新制度下における政府調達代理機構の政府調達活動参与につき、関連法規の早期制定を要望する。

第11章 商工会組織

商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの商工会組織は未公認組織となっている。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上ある。それぞれが独立運営されており、会員間の相互扶助、地元政府との交流、会員企業の事業展開に対する支援、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしている。参考までに、会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,270)、大連(764)、北京(685)、香港(661)、広州(613)、蘇州(579)、深圳(467)、青島(380)となる(出所:2014年全国日本人交流会会議資料)。なお、中国における在留邦人は2013年10月現在13万5,078名(出所:平成25年度 外務省 領事局政策課 海外在留邦人数統計)で、多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族である。

こうした商工会組織は、製造、貿易、サービス事業など企業のビジネス活動が円滑に進められるようさまざまな支援と協力を行ってその実現を図り、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化ひいてはグローバル経済の進展に貢献していこうという団体である。

支援すべき事項の中でも専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、小グループを設けて情報交流や検討を行っている。地域を越えた交流へと発展しているケースもある。例えば、知的財産(商標・特許等)に関するグループでは、北京・上海・広州で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。また最近では、危険化学品分野において、中国の関係当局や欧州の業界との交流・対話を積極的に進め、企業の円滑な事業展開に大きな成果を上げている。そうした動きに触発され、メディカル(医薬品・医療機器)分野に化粧品業界も加わったライフサイエンスグループが本格的に活動を開始した。ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流会がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みが相次いでいる。

こうした取り組みは、日系企業のみならず中国企業のものではなく、中国企業とのビジネスならびに中国人民の生活を充実・向上させる極めて公益的な活動であり、今後さらに中国の中央政府、地方政府および関係機関と緊

密な連携関係を構築していきたい。

また、各地の商工会組織は、より公益的性格の強い社会貢献活動をそれぞれの地域で行っている。例えば、小中学校やその生徒たちへの援助、震災被災者救済のための義捐金提供などである。こうしたことを含め、中国で起きる各種の出来事(政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対し、各地の日系社会・商工会組織で情報と知見を共有することが強く求められている。

一方で、中国各地の商工会組織はそのほとんどが未公認団体という位置付けとなっていることから、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 専任事務局を必要として事務所や職員を置く組織において、事務所借用であるとか、職員の身分保証やビザ取得などに苦慮している。

外国商会管理臨時規定は、1989年4月28日国务院第39回常务会议決議に基づいて発布され、同年7月1日施行以降一度も改定されていない。2013年12月に民政部主催の外国商会登記管理工作会議が開催され、地方商会の登記を可能にするとした場合の課題等についてのヒアリングがあったが、その後は動きがない。

中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の運営・活動が可能となるような規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の整備が望まれる。これにより、中国進出外国企業の健全な発展とともに、中国社会と外国企業の一層の交流促進が図られると考える。

＜建議＞

支部組織を認める、各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動ができる外国商会管理規定への改正を要望する。